

# 令和2年度第2回 山口県地域訓練協議会

## 配付資料一覧

- 資料1 公共職業訓練の実施状況（山口県）
- 資料2 公共職業訓練の実施状況及び求職者支援訓練の認定状況等  
（高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部）
- 資料3 求職者支援訓練の実施状況（令和2年度）
- 資料4 令和3年度山口県地域職業訓練実施計画（総合計画）（案）
- 資料5 地域における職業訓練の質の検証・改善に係る業務について
- 資料6 【参考資料】
  - ・コロナ対応ステップアップ相談窓口のご案内
  - ・認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置のご案内
  - ・職業訓練受講給付金の特例措置について
  - ・新たな雇用・訓練パッケージ
  - ・介護・福祉分野訓練情報誌

公共職業訓練の実施状況  
(山口県)

## 令和 2 年度 公共職業訓練の実施状況について

(所在地) 実施機関	求職者訓練		在職者訓練
	施設内訓練	委託訓練	
<b>東部高等産業技術学校</b> (周南市)	<p>◆普通課程 (常設訓練)</p> <p>○訓練期間: 2 年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車整備科</li> <li>・設備システム科</li> </ul> <p>◆短期課程 (常設訓練)</p> <p>○訓練期間: 1 年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械加工科</li> <li>・溶接技術科</li> <li>・メカニカルデザイン科</li> </ul> <p>○訓練期間: 6 か月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・造園科</li> <li>・CAD/CAM 短期コース</li> </ul> <p>(臨時訓練)</p> <p>○訓練期間: 1 か月</p> <p>物流機械運転科</p>	<p>(臨時訓練)</p> <p>○訓練期間: 2 年</p> <p>〈長期高度人材育成コース〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士養成科</li> <li>・保育士養成科</li> <li>・栄養士養成科</li> </ul> <p>○訓練期間: 2 ～ 6 か月</p> <p>〈知識等習得訓練〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護実務、医療事務、IT 活用力、経理事務等</li> </ul> <p>〈デュアルシステム〉</p> <p>※企業実習付訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護実務、医療事務、一般事務、経理事務</li> </ul> <p>〈企業魅力体験プログラム〉</p> <p>※若年者向企業実習付訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般事務</li> </ul>	<p>○訓練期間: 1 ～ 10 日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務系 (パソコン、CAD 等)</li> <li>・機械系 (旋盤、フライス盤等)</li> <li>・電気系 (第一種電気工事士等)</li> <li>・建築系 (左官等)</li> <li>・溶接系 (TIG、MAG 溶接等)</li> </ul> <p>企業の訓練ニーズや実情に応じた技能・技術講習の内容を設定し、訓練を行うオーダーメイド訓練も実施しています。</p>
<b>西部高等産業技術学校</b> (下関市)	<p>◆普通課程 (常設訓練)</p> <p>○訓練期間: 2 年</p> <p>自動車整備科</p> <p>◆短期課程 (常設訓練)</p> <p>○訓練期間: 1 年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造建築科</li> <li>・電気工事・設備科</li> <li>・エクステリア・造園科</li> <li>・空調・設備施工科</li> <li>・溶接技術科</li> <li>・内装リフォーム科</li> </ul> <p>(臨時訓練)</p> <p>○訓練期間: 1 か月</p> <p>建設機械運転科</p>	<p>〈e ラーニング〉</p> <p>※経理事務、FP 等</p> <p>その他に、子育て女性等対象訓練、障害者対象訓練を実施しています。</p>	
<b>対象者</b>	<p>◆普通課程(常設訓練) 新卒者、18歳以上34歳以下の求職者</p> <p>◆短期課程(常設訓練) 求職者(新卒者を含む。)</p> <p>◆短期課程(臨時訓練) 求職者</p>	求職者	在職者

① 施設内訓練（常設訓練）実施状況（令和2年度）

令和3年1月末現在

施設名	課程名	訓練科名	開始月	訓練期間	学年	前年度繰越	募集定員	応募者	入校者	
東部高等産業技術学校	普通課程	自動車整備科	4月	2年	1年生	-	20	13	13	
					2年生	15	-	-	-	
		設備システム科			1年生	-	20	12	12	
					2年生	11	-	-	-	
	小計						26	40	25	25
	短期課程	機械加工科	4月	1年		-	15	6	6	
		溶接技術科				-	20	15	15	
		メカニカルデザイン科				-	10	14	10	
		造園科	元年 4月	6月		-	-	-	-	
			元年10月			-	-	-	-	
			2年 4月			-	10	5	5	
			2年10月			-	10	10	9	
		CAD/CAM短期コース	元年 6月			-	-	-	-	
			元年12月			-	-	-	-	
			2年 6月			-	10	7	5	
			2年12月			-	10	14	9	
		小計						0	85	71
	東部校 計						26	125	96	84
	西部高等産業技術学校	普通課程	自動車整備科	4月	2年	1年生	-	20	12	12
						2年生	18	-	-	-
小計						18	20	12	12	
短期課程		木造建築科	4月	1年		-	20	6	5	
		電気工事・設備科				-	20	9	8	
		エクステリア・造園科				-	20	10	10	
		空調・設備施工科				-	20	5	5	
		溶接技術科				-	10	5	2	
		内装リフォーム科	元年10月		-	-	-	-		
2年10月				-	20	8	7			
小計						0	110	43	37	
西部校 計						18	130	55	49	
普通課程計						44	60	37	37	
短期課程計						0	195	114	96	
東西校 合計						44	255	151	133	

② 施設内訓練（臨時訓練）実施状況

〔令和2年度〕

令和3年1月末現在

施設	課程	訓練科名	開始月	訓練期間	実施状況					
					募集定員	応募者	入校者	修了者	うち就職	就職率%
東部校	短期	物流機械運転科	5月	1ヶ月	10	7	4	4	2	50%
			1月		10	13	8			
		計				20	20	12	4	2
西部校	短期	建設機械運転科	5月	1ヶ月	10	7	6	6	5	83%
			10月		10	10	7	7	3	43%
		計				20	17	13	13	8
合計					40	37	25	17	10	59%

③委託訓練実施状況（令和2年度）

令和3年1月末現在

区分	訓練期間	訓練分野	計画		補正		設定済みコース		4月～8月開始分		9月～3月開始分		開講状況				
			コース数	定員(人)	コース数	定員(人)	コース数	定員(人)	コース数	定員(人)	コース数	定員(人)	コース数	定員(人)	応募者数(人)	受講者数(人)	
長期高度人材育成コース	2年	介護福祉士	5	50			5	50	5	50	0	0	5	50	16	16	
		保育士	5	50			4	40	4	40	0	0	4	40	19	17	
		栄養士	2	20			2	20	2	20	0	0	2	20	6	6	
知識等習得コース	6か月	介護実務者	5	100			4	80	2	40	2	40	2	40	31	30	
		OA経理	4	80			4	80			4	80	2	40	36	30	
		宅建・FP	1	20			1	20	1	20			1	20	24	20	
		一般事務+WEB	2	40			2	40			2	40	2	40	65	40	
		計	12	240	0	0	11	220	3	60	8	160	7	140	156	120	
	5か月	経理事務	2	40			2	40	2	40			2	40	54	38	
		情報IT	1	20			1	20	1	20			1	20	31	22	
		一般事務+IT活用力	1	20			1	20			1	20	1	20	20	20	
		計	4	80	0	0	4	80	3	60	1	20	4	80	105	80	
	4か月	医療調剤事務	1	20			1	20	1	20			1	20	23	17	
		一般事務+英語	1	20			1	20			1	20	1	20	21	17	
		経理事務+FP	1	20							1	20	1	20	16	15	
		接客サービス	1	20			1	20			1	20					
		計	4	80	0	0	4	80	1	20	3	60	3	60	60	49	
	3か月	介護実務	3	60			1	20			1	20	1	20	9	5	
		医療事務	6	120			5	100			5	100	3	60	56	46	
		一般事務	12	240			11	220	3	60	8	160	9	180	142	115	
		計	21	420	0	0	17	340	3	60	14	280	13	260	207	166	
	デュアルシステム 座学先行コース	6か月	経理事務	2	40			2	40	1	20	1	20	2	40	40	29
			介護実務	3	60			3	60			3	60	1	20	10	9
4か月		医療事務	4	80			3	60	2	40	1	20	1	20	13	11	
		一般事務	1	20			1	20			1	20	1	20	15	15	
		計	8	160	0	0	7	140	2	40	5	100	3	60	38	35	
企業魅力体験プログラム	4か月	一般事務	2	40			2	40	1	20	1	20	2	40	38	34	
大型自動車一種	2か月	運転業務	1	20													
eラーニング	2か月	FP等			8	120	6	90			6	90	3	45	18	16	
合計			66	1,200	8	120	64	1,140	25	390	39	750	48	835	703	568	

◆障害者の多様なニーズに対応した委託訓練（障害者訓練）

令和3年1月末現在

区分	訓練期間	訓練分野	計画		設定済みコース		4月～8月開始分		9月～3月開始分		開講状況			
			コース数	定員(人)	コース数	定員(人)	コース数	定員(人)	コース数	定員(人)	コース数	定員(人)	応募者数(人)	受講者数(人)
知識・技能習得訓練	3か月	OA実務	1	10	1	10	1	10	0	0	1	10	10	9
実践能力習得訓練	3か月以内	—	54	54	25	25	12	12	9	9	21	21	21	21
特別支援学校早期訓練	2か月以内	—	15	15	7	7	0	0	5	5	5	5	5	5
合計			70	79	33	42	13	22	14	14	27	36	36	35

④ 在職者訓練（常設訓練）実施状況（令和2年度）

令和3年1月末現在

課程名	訓練期間	令和2年度			
		計画定員	実績定員	受講者	修了者
短期課程	1～10日	3,184	2,953	2,082	2,074

公共職業訓練の実施状況  
及び求職者支援訓練の認定状況等  
(高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部)

## 令和2年度離職者訓練入所状況

山口職業能力開発促進センター  
令和3年1月31日現在

開講実績 (本訓練+橋渡し訓練)	合計	定員	受講者	充足率
		224	194	86.61%

### 本訓練

訓練コース (募集名称)	期間	入所期	定員	受講者	男性	女性	充足率
設備保全サービス科 (機械メンテナンス科)	6カ月	6月	15	11	11	0	73.3%
		12月	15	5	5	0	33.3%
テクニカルオペレーション科 (機械CAD科)	6カ月	4月	15	10	7	3	66.7%
		9月	15	17	9	8	113.3%
		12月	15	11	7	4	73.3%
金属加工科	6カ月	4月	10	5	4	1	50.0%
		9月	10	9	9	0	90.0%
		12月	10	2	2	0	20.0%
住環境計画科 (住環境コーディネート科)	6カ月	4月	18	15	7	8	83.3%
		9月	18	16	9	7	88.9%
		12月	18	9	5	4	50.0%
電気設備技術科	6カ月	4月	15	15	15	0	100.0%
		10月	20	20	19	1	100.0%
		1月	10	9	8	1	90.0%
		計	204	154	117	37	75.5%

### 橋渡し訓練

訓練コース	期間	入所期	定員	受講者	男性	女性	充足率
テクニカルオペレーション科 金属加工科 住環境計画科 電気設備技術科	2ヶ月	7月	10	33	26	7	330.0%
<企業実習付き> 電気設備技術科	1ヶ月	1月	10	7	7	0	70.0%
		計	20	40	33	7	200.0%



## 令和2年度離職者訓練就職状況(訓練修了3ヵ月後)

山口職業能力開発促進センター  
令和3年1月31日現在

訓練科名 (カッコ内は募集名称)	期間	入所期	修了日	修了者数			就職者数			就職率	正社員	正社員 就職率
				男性	女性		修了	中退				
テクニカルオペレーション科 (機械CAD科)	6ヵ月	1月	2020/8/25	8	7	1	8	8	0	100.00%	6	75.0%
金属加工科	6ヵ月	1月		5	5	0	5	5	0	100.00%	1	20.0%
住環境計画科 (住環境コーディネータ科)	6ヵ月	1月		16	9	7	14	13	1	82.35%	10	71.4%
<企業実習付き> 電気設備技術科	6ヵ月	2月	2020/9/23	11	11	0	9	9	0	81.82%	8	71.4%
		合計		40	32	8	36	35	1	87.80%	25	69.4%

※就職率の対象者は、修了者及び就職中退した受講者。

## 令和2年度在職者訓練(能力開発セミナー)実施状況

山口職業能力開発促進センター

令和3年1月31日現在

No	訓練系	コース名	開講月	受講者数
1	機械系	旋盤加工応用技術	6月	1
2		3次元CADを活用したソリッドモデリング技術	8月	1
3		実践機械製図	8月	2
4		旋盤加工技術	9月	2
5		NC旋盤プログラミング技術	10月	4
6		生産現場の機械保全技術	10月	4
7		各種の溶接施工技術	6月	7
8		各種の溶接施工技術	7月	5
9		各種の溶接施工技術	8月	9
10		各種の溶接施工技術	10月	5
11		2次元CADによる機械製図技術	11月	3
12		マシニングセンタプログラミング技術	11月	2
13		実践機械製図	12月	5
14		精密測定技術	12月	7
15		フライス盤加工技術	12月	1
16		各種の溶接施工技術	1月	1
17	電気・電子系	有接点シーケンス制御の実践技術	4月	5
18		PLC制御の回路技術	6月	2
19		一般用電気工作物の施工技術	6月	3
20		実践的PLC制御技術	7月	3
21		PLC制御の回路技術	7月	3
22		自家用電気工作物の高圧機器技術	8月	14
23		電気設備の総合的デザイン技術	8月	8
24		実践的PLC制御技術	9月	7
25		自家用電気工作物の設計技術	9月	6
26		電気系保全実践技術	9月	20
27		電気系保全実践技術	9月	20
28		電気系保全実践技術	9月	20
29		電気系保全実践技術	10月	20
30		PLC制御の応用技術	11月	2
31	一般用電気工作物の施工技術	11月	13	
32	自家用電気工作物の施工技術	11月	19	
33	電動機制御のための有接点シーケンス制御	12月	2	
34	居住系	木造住宅における壁量計算技術	7月	3
35		実践建築設計3次元CAD技術	7月	2
36		実践建築設計2次元CAD技術	7月	2
37		実践建築設計3次元CAD技術	8月	12
38		木造住宅の構造安定性能設計技術	8月	5
39		実践建築設計2次元CAD技術	8月	18
40		省エネルギー住宅及び低炭素建築物の計画実践技術	10月	4
41		BIMを用いた建築生産設計技術	10月	9
42		実践建築設計2次元CAD技術	12月	2
43		実践建築設計3次元CAD技術	12月	7
目標値 280人				290人

**令和2年度 求職者支援訓練認定状況  
(第1四半期～第4四半期)**

区 分	年間 認定 上限数		地 域 別								
			下関・宇部地域		山口・防府・萩地域		周南・光・下松地域		岩国・柳井地域		
			認定数		認定数		認定数		認定数		
	コース数	定員(人)	コース数	定員(人)	コース数	定員(人)	コース数	定員(人)	コース数	定員(人)	
基礎コース	120	8	120	2	30	1	15	5	75	0	0
実践コース	220	15	220	2	30	9	135	3	40	1	15
介護福祉分野	40	3	40	1	15	1	15	1	10	0	0
医療事務分野	45	3	45	0	0	0	0	2	30	1	15
IT分野	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の分野	120	9	135	1	15	8	120	0	0	0	0
内	営業・販売・事務分野	—	9	135	1	15	8	120	0	0	0
内	理容・美容関連分野	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内	その他	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	340	23	340	4	60	10	150	8	115	1	15

## 求職者支援訓練の実施状況（令和 2 年度）

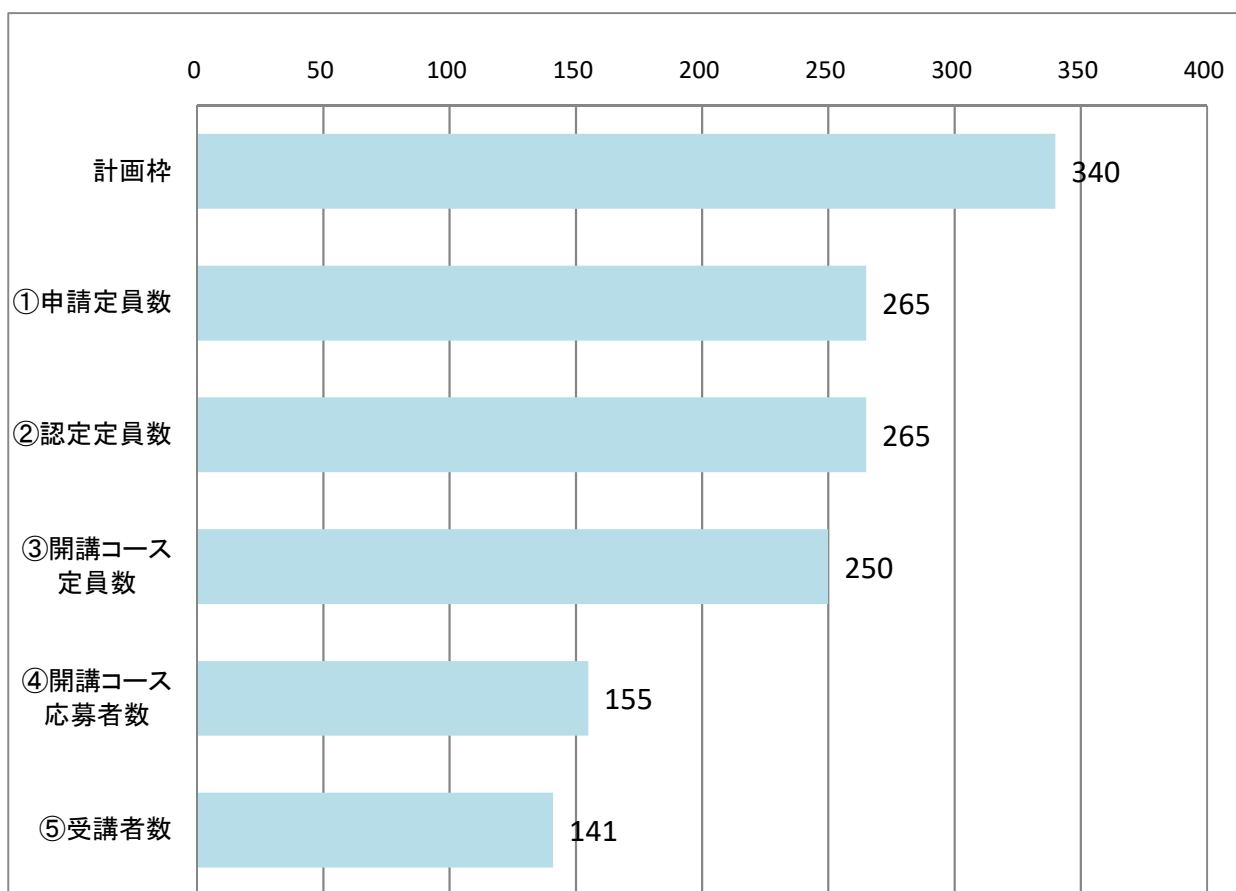
# 令和2年度 求職者支援訓練の実施状況 (令和2年4月～令和3年1月開講分)

山口労働局職業安定部訓練室

## 1 定員の状況

計画枠	①申請定員数	②認定定員数	③開講コース定員数	④開講コース応募者数	⑤受講者数	⑥応募倍率 (④/③)	⑦定員充足率 (⑤/③)
340	265	265	250	155	141	0.62	56.4%

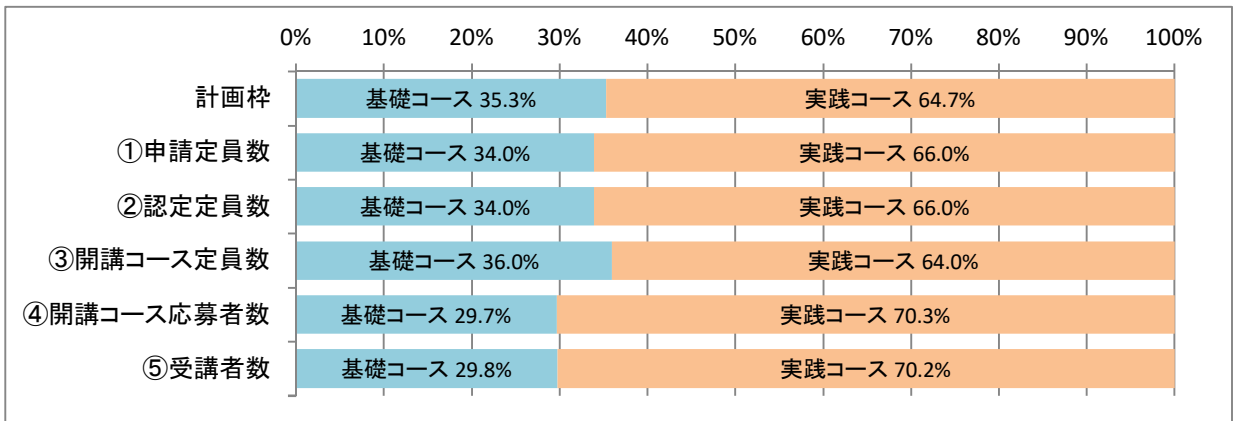
全国(12月末) 65.8%



## 2 コース別状況

	計画枠	①申請定員数	②認定定員数	③開講コース定員数	④開講コース応募者数	⑤受講者数	⑥応募倍率 (④/③)	⑦定員充足率 (⑤/③)
基礎コース	120	90	90	90	46	42	0.51	46.7%
実践コース	220	175	175	160	109	99	0.68	61.9%

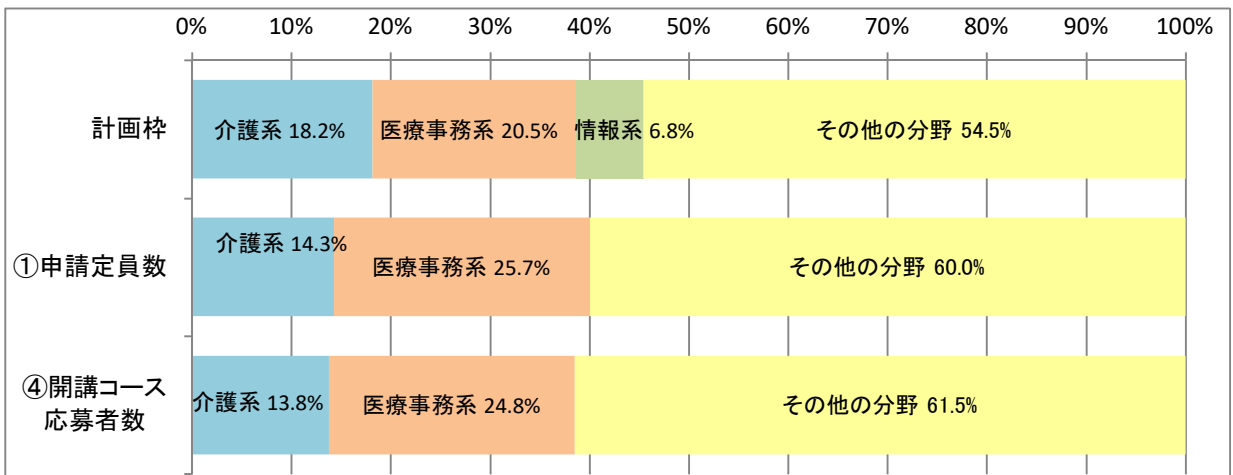
全国(12月末) 基礎コース 57.7%  
実践コース 69.0%



## 3 実践コース分野設定割合の検証

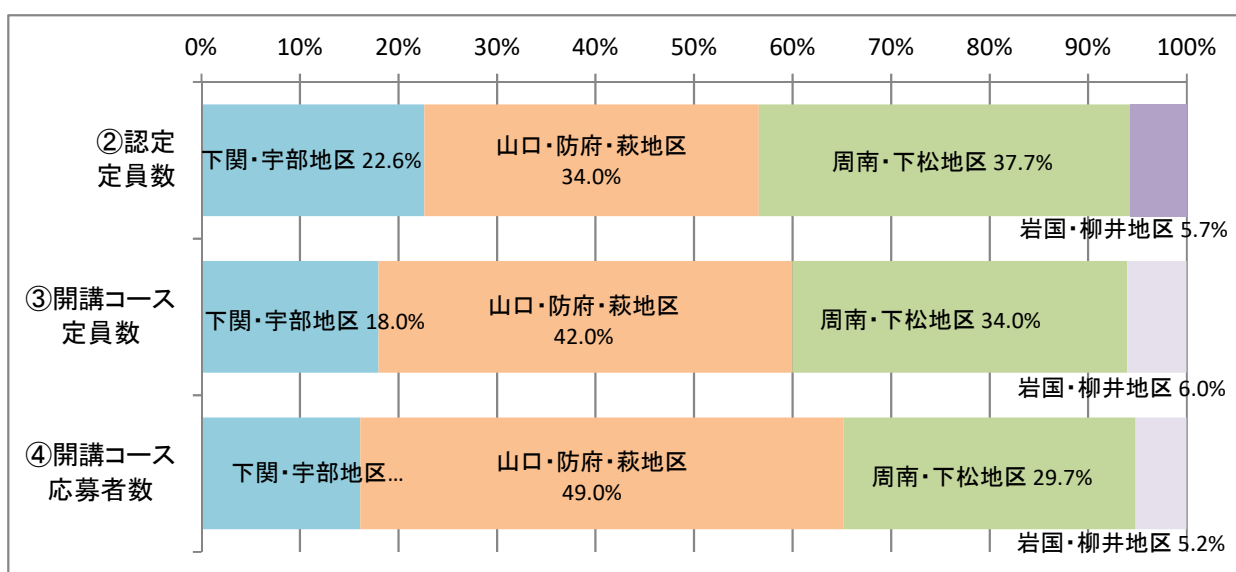
実践分野	計画枠	①申請定員数	②認定定員数	③開講コース定員数	④開講コース応募者数	⑤受講者数	⑥応募倍率 (④/③)	⑦定員充足率 (⑤/③)
介護系	40	25	25	25	15	13	0.60	52.0%
医療事務系	45	45	45	45	27	23	0.60	51.1%
情報系	15	0	0	0	0	0	0.00	0.0%
その他	120	105	105	90	67	63	0.74	70.0%

※その他:「オフィスワーク実践科」「パソコン事務実践科」「オフィススキル実践科」  
「情報セキュリティも学べるオフィスワーク科」「情報セキュリティも学べるOA事務管理科」



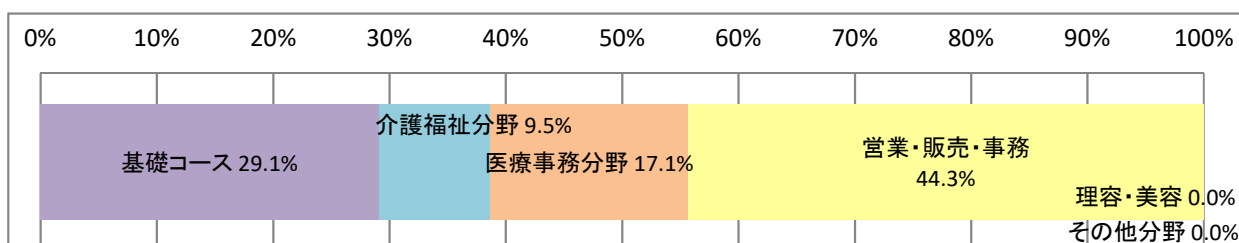
## 4 地域別状況

訓練実施地区	申請 コース数	①申請定員数	②認定定員数	③開講 コース 定員数	④開講 コース 応募者数	⑤受講者数	⑥応募倍率 (④/③)	⑦定員充足率 (⑤/③)
下関・宇部地区	4	60	60	45	25	25	0.56	55.6%
山口・防府・萩地区	6	90	90	105	76	71	0.72	67.6%
周南・下松地区	7	100	100	85	46	37	0.54	43.5%
岩国・柳井地区	1	15	15	15	8	8	0.53	53.3%



## 5 応募者の内訳(中止コースを含む)

	応募者数	基礎コース	実践コース					
			介護福祉分野	IT分野	医療事務分野	その他の分野		
						営業・販売・事務	理容・美容	その他分野
計	158	46	15	0	27	70	0	0
下関・宇部地区	28	18	7	0	0	3	0	0
山口・防府・萩地区	76	0	0	0	9	67	0	0
周南・下松地区	46	28	8	0	10	0	0	0
岩国・柳井地区	8	0	0	0	8	0	0	0

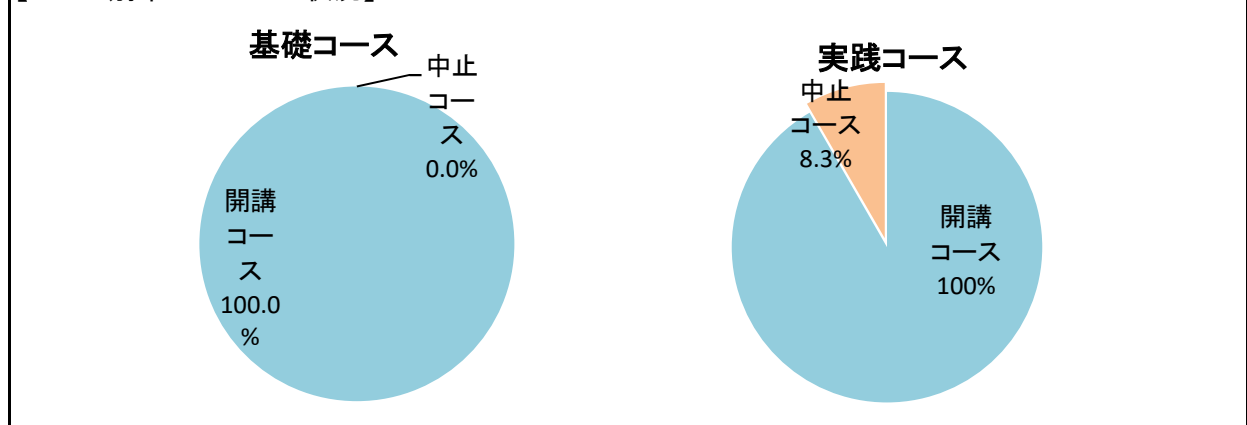


## 6 中止コースの状況

		計	基礎コース	実践コース					
				介護福祉分野	IT分野	医療事務分野	その他の分野		
							営業・販売・事務	理容・美容	その他分野
認定 定員数	全コース	270	90	30		45	105	0	0
	うち 中止コース	15	0	0		0	15	0	0
	中止割合	5.6%	0.0%	0.0%		0.0%	14.3%		
応募者数	全コース	158	46	15		27	70	0	0
	うち 中止コース	3	0	0		0	3	0	0
	中止割合	1.9%	0.0%	0.0%		0.0%	4.3%		
コース数	全コース	18	6	2		3	7	0	0
	うち 中止コース	1	0	0		0	1	0	0
	中止割合	5.6%	0.0%	0.0%		0.0%	14.3%		

※「FPも学べる経理事務科」

【コース別中止コースの状況】



## 7 就職状況

※2年度中に修了したコースのうち、2年5月までに修了したコース

	目標	雇用保険適用就職率
基礎コース	58.0%	29.0%
実践コース	63.0%	65.3%

全国 基礎コース 48.1%  
実践コース 58.6%



◎令和元年度 求職者支援訓練就職状況について

全体	修了者数	172	就職中退	3
	65歳以上	5	就職者数	121
	適用就職者数	94	関連就職者数	99
	<b>適用就職率</b>	<b>55.3%</b>	<b>就職者のうち、 関連就職率</b>	<b>81.8%</b>
コース別 基礎	修了者数	36	就職中退	0
	65歳以上	0	就職者数	28
	適用就職者数	24	関連就職者数	19
	<b>適用就職率</b>	<b>66.7%</b>	<b>就職者のうち、 関連就職率</b>	<b>67.9%</b>
コース別 実践合計	修了者数	136	就職中退	3
	65歳以上	5	就職者数	93
	適用就職者数	70	関連就職者数	80
	<b>適用就職率</b>	<b>52.2%</b>	<b>就職者のうち、 関連就職率</b>	<b>86.0%</b>
コース別 実践その他 (03営業・販売・ 事務)	修了者数	100	就職中退	3
	65歳以上	3	就職者数	70
	適用就職者数	51	関連就職者数	59
	<b>適用就職率</b>	<b>51.0%</b>	<b>就職者のうち、 関連就職率</b>	<b>84.3%</b>
コース別 実践 04医療事務	修了者数	23	就職中退	0
	65歳以上	0	就職者数	16
	適用就職者数	14	関連就職者数	14
	<b>適用就職率</b>	<b>60.9%</b>	<b>就職者のうち、 関連就職率</b>	<b>87.5%</b>
コース別 実践 05介護	修了者数	13	就職中退	0
	65歳以上	2	就職者数	7
	適用就職者数	5	関連就職者数	7
	<b>適用就職率</b>	<b>45.5%</b>	<b>就職者のうち、 関連就職率</b>	<b>100.0%</b>

※その他:「パソコン基本実践科」、「情報セキュリティも学べるPCワーク科」、  
「OAスキル実践科」、「情報セキュリティも学べるOA事務管理科」、「OA実務実践科」

令和 3 年度山口県地域職業訓練実施計画  
(総合計画) (案)

# 令和3年度山口県職業訓練実施計画（案）

（総合計画）

令和3年4月1日

山口労働局・山口県・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部

# 目 次

1	総説	1
(1)	計画のねらい	1
(2)	計画期間	1
(3)	計画の改定	1
2	労働市場の動向と課題等	1
(1)	労働市場の動向と課題（令和2年度における雇用失業情勢及び令和3年度の動向見込み）	1
(2)	令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況	2
3	公的職業訓練の実施方針等（(1)～(13)）	2
4	訓練実施計画表（障害者職業能力開発校分を除く）	8
(1)	施設内総括	8
(2)	技術向上に係る訓練実施計画（在職者訓練）	11
(3)	委託訓練	12
(4)	求職者支援訓練	14
(5)	速成訓練	該当なし
(6)	日本版デュアルシステム	15
(7)	第1種定員調書	15
5	障害者職業能力開発校における実施計画表	該当なし
(1)	普通職業訓練総括表	該当なし
(2)	技能向上に係る訓練実施計画（在職者訓練）	該当なし
6	特別委託訓練の実施計画表	該当なし
7	実践的な職業訓練への橋渡し訓練	16
8	公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等	17
(1)	関係機関との連携	17
(2)	公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施	17
(3)	その他	17
9	公共職業能力開発施設の名称及び所在地等一覧表	18
10	職業能力開発施設の配置図	19

## 1 総説

### (1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。）第2条に規定する労働者及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「対象者」という。）の職業能力の開発及び向上を図るための職業訓練が、能開法に基づき公共職業訓練施設で行われる職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）や求職者支援法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下、求職者支援訓練）という。）など多岐にわたること等を踏まえ、対象者の職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、公共職業訓練及び求職者支援訓練の実施に関し重要な事項を定めたものである。

### (2) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### (3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

## 2 労働市場の動向と課題等

### (1) 労働市場の動向と課題（令和2年度における雇用失業情勢及び令和3年度の動向見込み）

#### ① 令和2年度における雇用失業情勢

本県の令和3年1月の有効求人倍率は、1.26倍と前年同月と比較して0.23ポイント低下した。また、有効求人倍率が1.3倍未満で推移している状況は、令和2年5月以降9ヶ月連続となっている。令和元年度平均求人倍率の1.56倍より低い水準で推移している要因としては、有効求職者数の増加が続いていることがあるが、背景としては、「新型コロナウイルス感染症前と比較し、求人数が大きく減少した中で、求職者が希望する仕事や労働条件に合った求人を見つけにくい状況となっていて、求職活動期間が長期化する方が増加している」ことが考えられる。

また、令和3年3月新規高校卒業予定者の令和3年1月末現在の就職内定率は、96.5%で、前年同月と比べて0.2ポイント増加している。

#### ② 令和3年度の動向見込み

日本銀行下関支店が令和3年2月発表した山口県金融経済情勢では、「県内景気は新型コロナウイルス感染症の影響により引き続き弱い状況ながら、全体としては持ち直しつつある。」となっている。

また、県内の雇用情勢は、求人が上回って推移しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きが続いている。

(2) 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和2年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練） 874人（令和2年12月末現在）
- ・求職者支援訓練 130人（令和2年12月末現在）

令和2年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・公共職業訓練（離職者訓練）

施設内訓練	81.9%
委託訓練	62.7%
- ・求職者支援訓練

基礎コース	20.0%
実践コース	65.3%

注1 施設内訓練は令和2年9月末、委託訓練は令和2年8月末までに修了した訓練の訓練修了後3か月までの就職率。

注2 求職者支援訓練については、令和2年4月以降令和2年5月までに修了した訓練の修了者等に占める訓練修了3か月後までに雇用保険適用就職した者の割合。

3 公的職業訓練の実施方針等

(1) 令和3年度の職業能力開発実施計画の特色

① 県立校

東西の高等産業技術学校を「地域産業界への人材育成拠点」と位置付け、時代の要請に沿った訓練内容の充実を図っていく。大規模な設備を要する訓練は直営で、また民間での実施が可能な訓練は民間教育訓練機関を積極的に活用するなど、産業界や求職者のニーズに合致した、多様で効果的な訓練を実施する。

② 機構立施設

機構が行う離職者訓練は、地域の雇用失業情勢を把握し、産業動向、人材ニーズ等を踏まえ、「ものづくり分野」を主とした6か月訓練を実施する。訓練開始時期は4月、6月、7月、9月、10月、12月、2月、3月とし、訓練受講機会の分散化を図っている。また、就業経験が少なく職業能力形成機会に恵まれなかった方や、すぐに実践的な職業訓練等を受講することが困難な方等のために、1か月の橋渡し訓練（8月、11月）を6か月訓練と組み合わせて実施する。

(2) 学卒者訓練の実施方針

主として常設の普通課程の訓練科に学卒者を受け入れ、地域ニーズに応じた訓練を実施する。

(3) 在職者訓練の実施方針

① 県立校

高等産業技術学校の施設内において、パソコン操作技能を習得する事務系の訓練や電気工事士の資格取得のための電気系の訓練を実施するとともに、労働基準協会との連携により溶接技術を習得する溶接系の訓練やクレーン操作技術を習得する運輸系の訓練を実施する。また、令和3年度から「3次元CAD」コースを新たに実施する。そのほか、企業ニーズに即した訓練として、中小企業団体等の要望に応じて訓練内容を設定するオーダーメイド型の訓練を実施する。

② 機構立施設

中小企業等の在職者を主な対象として、地方公共団体との役割分担を明確にし、民間教育訓練機関の実施状況等を踏まえ、「ものづくり分野」に特化した受講満足度の高い能力開発セミナーを実施する。また、事業主等の職業能力開発ニーズに対応するため、個々のニーズに応じて設定する「オーダーメイド型」訓練や、指導員派遣、施設設備貸与等により、事業主、各種団体等の人材育成を支援する。

(4) 離職者訓練の実施方針

① 県立校

主として常設の短期過程の訓練科に求職者を受け入れ、地域の企業力が必要とする、より実践的な能力を持つスペシャリストを育成するための訓練を実施する。また、民間教育訓練機関に委託して実施する職業訓練では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、在宅で受講できるeラーニングや、ITスキルを習得するためのカリキュラムを盛り込んだ訓練、人手不足分野である介護や医療事務の職業訓練を引き続き実施するほか、国家資格等を取得し正社員就職を目指す長期の職業訓練において、IT系の国家資格を取得するコースを新たに実施する。

② 機構立施設

求職者を対象に「ものづくり分野」における知識・技能・技術の習得のほか、再就職に必要な実践的能力を形成するための職業訓練を実施する。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症を起因とする雇用情勢の悪化が想定されることから、テクニカルオペレーション科及び電気設備技術科の定員を約2割増とした283名とした。

## (5) 求職者支援訓練の実施方針

令和3年度においては、非正規雇用労働者、新型コロナウイルス感染症の影響により離職した労働者、休業中の労働者、シフト制で働く労働者、自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティーネットとしての機能が果たせるよう600人程度に訓練機会を提供する。

また、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を設定する。（求職者支援訓練の70%程度）その際、成長分野、人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。実践コースのうち、介護系、医療事務系及び情報系の3分野の割合を設定する。就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業者を安定した職業生活に移行させるため、当該者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練1コースを設定する。基礎コースのうち、若年層におけるコミュニケーション能力、ビジネスマナー向上等の職業能力開発講習を中心とした訓練1コースを地域ニーズ枠として設定する。

なお、求職者支援訓練修了後3か月以内の就職について、基礎コースにおいて雇用保険適用就職率58%、実践コースにおいて同63%を目指す。

## (6) 障害者訓練の実施方針

高等産業技術学校においては、スロープや身障者用トイレ等の施設整備を行い、可能な範囲で身体障害者を受け入れている。平成13年度から委託訓練を実施しており、障害者を対象とした訓練を実施するとともに、特別支援学校高等部に在籍する生徒に対して、特別支援学校早期訓練コースを実施する。また、これらの訓練の受講が困難な障害者については、国立の障害者職業能力開発校への入校を勧める。

## (7) 職業能力開発実施体制の長期的方向（訓練科目の見直し及び再編整備の方向又は考え方）

### ① 県立校

雇用情勢や人材ニーズの変化に即応した訓練を実施するために、離転職者向けの訓練を充実させるとともに、少子化や高校生の進学状況を踏まえ、普通課程を縮小するなど、平成26年度以降の訓練科の見直しを行い、さらに企業の人材ニーズを踏まえ、応募率や就職率等の向上に向けた訓練内容の見直しを行っている。

また、相次ぐ製造業の大規模な企業撤退等を踏まえ、平成25年度以降、離職者を対象に年度途中の12月入校や6月入校等の訓練科（6か月訓練）を新設している。

なお、現時点においては、職業能力開発校は現行どおり2箇所を直営で運営する方針としており、再編整備等の予定はない。



② 機構立施設

訓練科の見直し及び訓練計画の策定に際しては、人材ニーズ等の把握・分析の結果や運営実施の状況を総合的に点検し、機構版教育訓練ガイドラインによるPDCAサイクルを実施することにより改善・見直しを行い、訓練品質の維持・向上を図ることを基本としている。離職者訓練は、主にものづくり分野であって、当該地域において民間では困難なものを実施し、在職者訓練は、中小企業等を対象として、ものづくり分野を中心に真に高度なものを実施することとしている。したがって、離職者訓練及び在職者訓練は、機械系、電気・電子系及び居住系の「ものづくり分野」で訓練科を計画している。訓練ニーズの把握状況や民間教育訓練機関との競合の有無、訓練科の設定の適否については、「訓練計画専門部会」を開催し、委員による協議及び審査を経て、次年度計画を策定することとしている。なお、国が実施する職業訓練については、全国どこで受講しても一定の訓練品質を担保する観点から、仕事を体系化し、具体的な能力開発の内容を「職業能力開発体系」として整備しており、それをもとにモデルカリキュラムやテキスト等を作成している。

(8) 施設の統廃合の計画（都道府県立校のみ）

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
計画	—	—	—	—	—
施設数	2校	2校	2校	2校	2校

(9) 入学金・授業料等の徴収状況（都道府県立校のみ）

施設	訓練課程	入学金	授業料	備考	
職業能力開発校	普通職業訓練				
	普通課程	中卒者向け訓練	該当なし	該当なし	選考料 2,200円 教材費・被服費等 32,000～ <u>130,000円</u>
		高卒者向け訓練	5,650円	118,800円	
	短期課程	離転職者向け訓練	/	/	32,000～ <u>130,000円</u>
在職者向け訓練		—	—	5,000～15,000円	
職業能力開発短期大学校	高度職業訓練専門課程		該当なし	該当なし	
	高度職業訓練専門短期課程		該当なし	該当なし	

(10) 訓練科目の新設等の計画（施設内のみ）

設置主体	施設名	3 年 度			4 年 度			5 年 度			6 年 度			7 年 度			備 考
		区分	訓練科名	課程及び定員増減	区分	訓練科名	課程及び定員増減	区分	訓練名	課程及び定員増減	区分	訓練名	課程及び定員増減	区分	訓練科名	課程及び定員増減	
県	山口県立 東部高等 産業技術 学校																
		令和3年度においては、新設等予定なし。															
	山口県立 西部高等 産業技術 学校																
機 構	山口職業 能力開発 促進セン ター																

記入上の注意

- この計画にあたって、新築等による施設整備（機械整備は除く。）について予算措置が必要な訓練科の表示は次に区分すること。  
 イ 3年度開始訓練科                      ○2年度において補助金の交付決定を受け整備済の科…………… ○○科  
 ロ 4年度以降開始予定訓練科            ○5年度以降において補助金の交付決定を受け整備を行う予定の科…………… ○○科
- 「区分」欄は、同一訓練科で普通訓練短期課程とする等、課程を変更する場合は、「切替」と記入し、同一訓練課程の中において訓練科を変更する場合は、「廃止」、「新設」と記入する。訓練科の定員を変更する場合、「定員増」「定員減」と記入する。  
 なお、施設間における訓練科の異動は「移設」記入し、施設間における訓練科の入れ換えは「移行」と記入する。
- 訓練期間が2ヶ月未満の訓練は記入しない。
- 応用課程、専門課程及び普通課程の系・専攻科は、訓練科に読み替える。（以下同じ）
- 訓練科名は、応用課程、専門課程及び普通課程については、規則別表の科名、短期課程については、実際に使用している科名を記入すること。（以下同じ）6. 在職者訓練については記載しない。

(11) 都道府県立校の課程別延定員（施設内のみ）

課 程 別	2 年 度		3 年 度		4 年 度		5 年 度		6 年 度		7 年 度		備 考
	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	
普通・普通（中卒）													
普通・普通（高卒）	20	120	20	120									
普通・短期（2ヶ月未満）	10	40	10	40									
普通・短期（2ヶ月以上）	10, 15, 30	195	10, 15, 20	195									
高度・専門（短大）													
計		355		355									

(12) 高齢・障害・求職者雇用支援機構立校の課程別延定員（施設内のみ）

課 程 別	2 年 度		3 年 度		4 年 度		5 年 度		6 年 度		7 年 度		備 考
	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	
普通・普通（高卒）													
普通・短期（2ヶ月未満）													
普通・短期（2ヶ月以上）	10, 15, 18	262	10, 15, 18	283									
高度・専門（大学校・短大）													
高度・応用（大学校）													
計		262		283									

(13) 障害者の課程別延定員（施設内のみ）

課 程 別	2 年 度		3 年 度		4 年 度		5 年 度		6 年 度		7 年 度		備 考
	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	定 員	延 定 員	
国 立	普通・普通												
	普通・短期												
県 立	普通・普通												
	普通・短期												
計													

(記入上の注意)

1. (11)～(13)における「普通・短期」については、技能向上に係るもの（在職者訓練）を除くこと。
2. (11)、(13)における「普通・短期（2ヶ月以上）」については、新規学卒者を対象とするものを内数（ ）書きすること。
3. (12)における「高度・専門（大学校・短大）」に、高度職業訓練の特定専門課程を含めること。また、「高度・応用（大学校）」に高度職業訓練の特定応用課程を含めること。

4 訓練実施計画表(障害者職業能力開発校分を除く)

(1) 施設内総括

施設名	訓練科名	設 定 年 度	高度職業訓練				普通職業訓練												土 日 夜 間 別	定 員		
			専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)						短期課程(2ヶ月未満)			第1種 定 員		
			定 員		定 員		中 卒		高 卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練					
			1年	2年	1年	2年	定員		定員		1回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 訓練開始月	1回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 訓練開始月			1回定員 × 回数	訓 練 期 間 及 訓練開始月
都道府県立・機構立 山口県立 東部高等 産業技術 学 校	第2種自動車系自動車整備課	11							20 (20)	20 (20)											昼	40 (40)
	設備施工系冷凍空調設備科「設備システム科」	16							20 (20)	20 (20)											昼	40 (40)
	メカニカルデザイン科	26									10×1 (10×1)	1年 (4月)									昼	10 (10)
	造園科	29									10×2 (10×2)	6ヶ月 (4,10月)									昼	20 (20)
	機械加工科	31									15×1 (15×1)	1年 (4月)									昼	15 (15)
	溶接技術科	31									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)
	CAD/CAM短期コース	27									10×2 (10×2)	6ヶ月 (6,12月)									昼	20 (20)
	物流機械運転科	11																	10×2 (10×2)	1ヶ月 (6,1月)	昼	20 (20)
計	8科							40 (40)	40 (40)	85 (85)									20 (20)		185 (185)	

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練				普通職業訓練														土日 夜間別	定員	
				専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)								短期課程(2ヶ月未満)			第1種 定員	
				定員		定員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)		学卒者訓練						
				1年	2年	1年	2年	定員		定員		1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月	1回定員 ×回数	訓練期間 及び 訓練開始月			
				1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年			
都道府県立	山口県立 西部高等 産業技術 学 校	第2種自動車系自動車整備課	60							20 (20)	20 (20)										昼	40 (40)		
		木造建築科	26									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		電気工事・設備科	18									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		エクステリア・造園科	11									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		空調・設備施工科	27									20×1 (20×1)	1年 (4月)									昼	20 (20)	
		内装リフォーム科	27									20×1 (20×1)	1年 (10月)									昼	20 (20)	
		溶接技術科	28									10×1 (10×1)	1年 (4月)									昼	10 (10)	
		建設機械運転科	7																10×2 (10×2)	1ヶ月 (5,10月)		昼	20 (20)	
計	8科								20 (20)	20 (20)	110 (110)								20 (20)			170 (170)		
県立校小計	16科								60 (60)	60 (60)	195 (195)								40 (40)			355 (355)		

都道府県立・機構立	施設名	訓練科名	設定年度	高度職業訓練				普通職業訓練										土日 夜間別	定員				
				専門課程		応用課程		普通課程				短期課程(2ヶ月以上)							短期課程(2ヶ月未満)		第1種定員		
				定員		定員		中卒		高卒		右記を除く訓練		障害者を対象とした訓練		若者を対象とした訓練(機構のみ)			学卒者訓練				
				1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1回定員×回数	訓練期間及び訓練開始月	1回定員×回数	訓練期間及び訓練開始月	1回定員×回数	訓練期間及び訓練開始月		1回定員×回数	訓練期間及び訓練開始月		1回定員×回数	訓練期間及び訓練開始月
機構立	山口職業能力開発促進センター	設備保全サービス科	31																昼	30 (30)			
		テクノロジーセッション科	18																	昼	72 (60)		
		金属加工科	19																	昼	40 (40)		
		電気設備技術科	11																	昼	54 (45)		
		電気設備技術科(短期型) コスタ	19																	昼	15 (15)		
		住環境計画科	22																	昼	72 (72)		
		計	6科																			268 (247)	15 (15)
合計								60 (60)	60 (60)	463 (442)											15 (15)	40 (40)	638 (617)

(記入上の注意)

- 「定員」欄は、「1回定員×訓練回数」で記入し、前年度定員を下に( )書きで同様に記入すること。
  - 「訓練期間及び訓練開始月」欄は、「訓練開始月」を「訓練期間」の下に( )書きで記入すること。
  - 「訓練科名」欄は、次の要領で記入すること。
    - 同一の訓練科で2つ以上の訓練コースがある場合は、各訓練コースごとに記入すること(以下同じ)。
    - 都道府県独自の訓練科名称については、それぞれ下に「」書きで記入すること。
  - 「定員計の第1種定員」欄は、雇用対策法第18条第2号により都道府県が支給する訓練手当に係る定員及び駐留軍関係離職者(駐)と沖縄失業者求職手帳所持者(沖)で国が支給する訓練手当に係る定員をいう。  
なお、駐及び沖の定員は、外数で( )書きで記入すること。
  - 廃止科は、訓練科名を( )書きし、定員欄に当年度定員を「0」とし、前年度定員を下に( )書きで記入すること。
  - 普通職業訓練の短期課程「学卒者訓練」欄は、専修訓練課程から短期課程へ転換し、新規学卒者を対象とした訓練を記入すること。
  - 土日・夜間等に行う場合、「土日・夜間の別」欄に記入すること。
  - 障害者を対象とした訓練科(コース)については、訓練科(コース)名の前に以下の記号を付し、訓練科(コース)名の後に対象となる障害種別(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等)を( )書きで記載すること。
- ・「一般校を活用した障害者職業能力開発事業実施要領」に基づく事業終了後、交付金事業として実施している場合→障交・上記以外の場合→障単
- 日本版デュアルシステム(専門課程・普通課程・短期課程)を実施する施設においては、実施校の訓練科の後にデの記号を付すこと。
  - 職業能力開発総合大学校で実施する、高度職業訓練の特定専門課程及び特定応用課程においては、訓練科の後に特の記号を付すこと。

(2) 技能向上に係る訓練実施計画(在職者訓練)

都道府県名 山 口 県

実施主体	施設名	課程	訓練科名	年間開催回数	合計訓練時間	延定員	備考
都道府県立施設	山口県立東部高等産業技術学校	短期課程	溶接科 機械科 電気工事科 クレーン運転科 情報ビジネス科	10 13 5 16 8	165 128 78 195 138	280 344 150 300 105	
	計			52		1,179 (2,063)	
	山口県立西部高等産業技術学校	短期課程	溶接科 機械科 電気工事科 クレーン運転科 フォークリフト運転科 情報ビジネス科 玉掛け科 建築科 その他(教育)	3 2 2 2 2 4 2 6 4	54 12 48 34 116 54 62 126 20	130 90 50 60 80 40 80 180 120	
	計			27		830 (885)	
	県立施設合計2施設			79		2,009 (2,948)	
雇用年齢・障害・求職者支援機構立施設	山口職業能力開発促進センター	短期課程	機械系 電気・電子系 居住系	21 17 9	276 240 108	189 165 105	
	計			47		459 (445)	
	機構立施設合計1施設			47		459 (445)	
総合計				126		2,468 (3,393)	

(記入上の注意)

- 「訓練科名」欄は、規則別表第2より選択した訓練科名をその掲げる順に従い記入すること。  
ただし、規則別表第2に掲げる訓練科名より選択できないものについては、当該訓練の内容を明確に表した訓練科名を、規則別表第2より選択した訓練科名の後に記入すること。
- 「課程」欄は、普・短(普通訓練・短期課程)、高・専短(高度訓練・専門短期課程)、高・応短(高度訓練・応用短期課程)の別を記入すること。
- 「延定員」欄は、前年度定員を( )書きすること。

(3) 委託訓練

① 都道府県独自によるもの（（4）～（7）に該当する委託訓練を除く）

施設名	訓練科（訓練職種）	委託施設（住所）	定員			訓練期間	訓練開始月	備考
			一回	延	第1種定員			
	該当なし							
県計								

(記入上の注意)

1. 「訓練科」欄には、訓練職種（例：事務、造園、デザイン等）を（ ）書きすること。また、訓練科のうち自動車運転科については、自動車運転科（普通Ⅱ種）、自動車運転科（大型Ⅰ種）のように個別に記入すること。
2. 「委託施設」欄には、委託施設名と住所を記入すること。
3. 「定員」欄は、前年度定員を下に（ ）書きで記入すること。また、「第1種定員」欄は、P6の（記入上の注意）を参照すること。
4. 「備考」欄は、主たる訓練対象者（中高年、一般対策、アイヌ対策、障害者等）を記入すること。
5. 施設ごとに「小計」欄を設ける必要は無いこと。
6. 都道府県立施設毎に計（1施設のみ場合は不要。）を記入し、合計欄には両方の合計を記入すること。
7. 各項目において未定の事項については「未定」と記入すること。

② 国費による委託訓練（離職者等再就職訓練事業）

施設名	訓練科（訓練職種）	コース数	定員数	備考
東部高等産業技術学校		34	595	
西部高等産業技術学校		36	577	
県計		70	1,172	

(記入上の注意)

1. 各項目において未定の事項については「未定」と記入すること。
2. 「訓練科」が未定の場合で、訓練職種のみ記載可能な場合には「未定」と記載のうえ、（ ）書きにより記載すること（例：事務、介護、建築等）。訓練職種も未定の場合は、（ ）書きは不要であり、「未定」とのみ記載すること。
3. 平成25年度より「離職者等再就職訓練事業」の中の1コースとして実施予定である「母子家庭の母等の職業的自立促進事業」及び「日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）」の訓練コースについても、同表に記載すること。
4. 離職者等再就職訓練事業の詳細な計画は、別途通知にて依頼する予定であること。



③ 国費による委託訓練（障害者の多様なニーズに対応した委託訓練）

訓練コース名	訓練期間	定員	備考	拠点校名	コーディネーター・ コーチ配置数
知識・技能習得訓練コース	3か月	10人		各コースとも 東部高等産業技術学校 及び 西部高等産業技術学校	障害者職業訓練 コーディネーター 2人 障害者職業訓練コーチ 1人
実践能力習得訓練コース	3か月	49人			
eラーニングコース	—	—			
特別支援学校早期訓練コース	2か月	15人			
在職者訓練コース	—	—			
合計		74人			

④ 国費による委託訓練（就職活動に困難性を有する学生等に対する委託訓練）

訓練コース名	定員	備考	拠点校名
標準訓練コース	該当なし		
企業実習組合せ訓練コース			
企業実習コース			
合計			

#### (4) 求職者支援訓練

① 訓練認定規模は、以下のとおりとする。

コース別	認定規模	新規参入枠	コース割合
基礎コース	207人	30%	34%
実践コース	400人	30%	66%
介護系	80人		
医療事務系	80人		
情報系	40人		
その他	200人		
合計	607人		100%

② 求職者支援訓練の認定にかかる留意事項

(ア) 新規参入となる求職者支援訓練については、基礎コース、実践コースそれぞれにおいて、認定規模の30%を上限に認定する。

(イ) 1訓練コースの定員上限数は、すべて20名とする。

(ウ) 求職者支援訓練は、この計画に則して四半期ごとに認定する

(エ) 地域ニーズ枠は基礎コース、実践コースで少なくとも1訓練コース分を設定し、それぞれにおいて、認定規模の20%を上限に設定する。

(オ) 申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合、

a. 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから、

b. 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから、認定する。

(カ) 認定コースの定員数が認定上限値を下回った場合及び認定されたものの中止になった訓練コース分の定員数は

a. 次期以降の認定単位期間の同コース・同分野の認定上限値を引き上げるために活用できる

b. 第4四半期まで繰り越した認定枠については、基礎コースと実践コース間の振替や、実践コースの他分野への振替を可能とする

(キ) 基礎コース、実践コースにおける優先枠14名を含む。

(6) 日本版デュアルシステム（公共職業訓練型（委託型デュアルを除く。））

施設名	訓練科（訓練職種）	類型	訓練期間				定員	備考
			施設内	委託訓練（座学）	企業実習	有期パート就労		
	該当なし							
県計								
山口職業能力開発促進センター	電気設備技術科	短期課程	5ヶ月		1ヶ月		15	
機構計	1						15	
合計							15	

(記入上の注意)

1. 施設ごとに「小計」欄を設ける必要はないこと。
2. 類型には「専門課程」、「普通課程」、「短期課程」のいずれかを記入すること。
3. 訓練期間には、「〇月〇日～〇月〇日（〇h）」、「〇ヶ月」等を記入すること。
4. 定員には、当該年度の定員数を記入すること。

(7) 第1種定員調書

都道府県名 山 口 県

施設区分	令和3年度計画					
		計画人員（人）				支給計画額
		障害者等	母子家庭の母等	中高年齢者等	その他	
施設内	12(10)	12(10)	0(0)	0(0)	0(0)	14,662,020(13,147,000)
施設外	75(82)	46(52)	29(30)	0(0)	0(0)	28,071,980(30,503,000)
合計	87(92)	58(62)	29(30)	0(0)	0(0)	42,734,000(43,650,000)

(記入上の注意)

1. 施設区分ごとに記入し、「合計」欄には両方の合計を記入すること。
2. 「計画人員」欄については、令和3年度おける計画人員数を記入すること。また、（ ）内に前年度計画人員数を記入すること。
3. 「障害者等」、「母子家庭の母等」、「中高年齢者等」及び「その他」欄については、計画人数の内数として、対象者ごとの計画数を記入すること。また、（ ）内に前年度計画人員数を記入すること。
4. 「支給計画額」欄については、支給される訓練手当の総額(基本手当+技能習得手当+寄宿手当)を記入すること。また、（ ）内に前年度計画人員数を記入すること。
5. 各項目において未定の事項については「未定」と記入すること。

(計画人員の対象者の定義)

1. 「障害者等」は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下、労働施策総合推進法という。）施行規則第2条第2項第6号、同第7号及び第7号2で定める身体、知的、精神障害者とする。
2. 「母子家庭の母等」は、労働施策総合推進法施行規則第2条第2項第8号で定める母子家庭の母等とする。
3. 「中高年齢者等」は、労働施策総合推進法施行規則第2条第2項第1号及び同第6号で定める中高年齢失業者手帳保持者及び45歳以上の者（身体障害者を除く）とする。
4. 「その他」は、上記対象者以外で労働施策総合推進法施行規則上、就職困難者として定められている者とする。

## 7 実践的な職業訓練への橋渡し訓練

実施機関	講座名	講座期間	定員	備考
山口職業能力開発促進センター	金属加工科(導入講習付き) 住環境計画科(導入講習付き)	8月3日～8月31日(84h)	10	集合型
山口職業能力開発促進センター	テクニカルオペレーション科(導入講習付き) 設備保全サービス科(導入講習付き)	11月2日～11月29日(84h)	10	集合型
合計	2		20	

(記入上の注意)

1. 訓練科毎に記入すること。
2. 訓練期間には、それぞれ「〇月〇日～〇月〇日(〇h)」とし、〇hには時間数を記入すること。
3. 各項目において未定の事項については、「未定」と記入すること。

## 8 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

### (1) 関係機関との連携

公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練を合わせた訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会や受講者を適切に確保するとともに、職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国や都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

このため、令和3年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。

このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発の在り方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。

### (2) 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

対象者（在職者訓練の対象者は除く。）に対しては、公共職業安定所におけるキャリアコンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。

また、対象者（在職者訓練の対象者は除く。）に対し、訓練期間中にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの機会を設け、訓練修了後の求職活動の方向性を明確化するとともに、訓練実施機関と公共職業安定所とが連携し、訓練効果を生かせる求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。

訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所においても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む。）等を活用し、未就職者の就職支援に一層積極的に取り組んでいく。

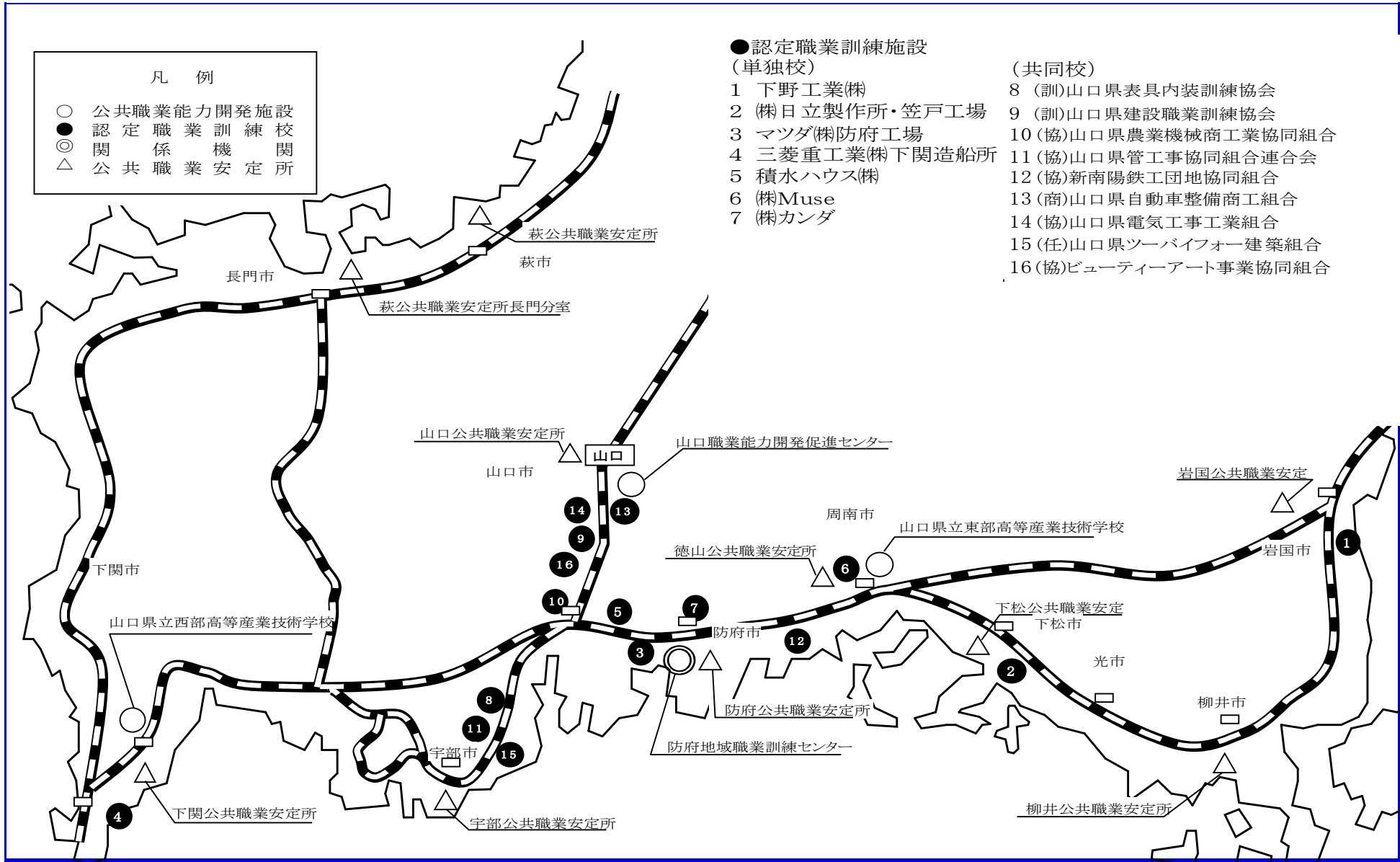
### (3) その他

産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準や民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も進めていくこととする。

9 公共職業能力開発施設の名称及び所在地等一覧表

施設名	施設設置年度 (建替年度)	人材開発センター設置状況	向上訓練等推進員設置状況	無料職業紹介事業実施状況	所在地	代表者番号 及びFAX番号	寄宿舎収容定員	管轄安定所	訓練施設 の特色	将来の特色付けの 方向	施設整備状況				
											スロープ	手すり	トイレ	エレベーター	自動扉
山口県立東部高等産業 技術学校	管理棟 S 50年 実習棟 S 50年 体育館 S 55年 寄宿舎 S 53年	有	有	有	〒745-0827 周南市瀬戸見町15-1	TEL:0834(28)2233 FAX:0834(28)4617	24	徳山公 共職業 安定所	機械関係職 種を主とする 職業能力 開発校		○	○	○	×	○
山口県立西部高等産業 技術学校	管理棟 S 55年 実習棟 S 55年 体育館 S 58年 寄宿舎 S 55年	有	有	有	〒752-0922 下関市千鳥ヶ丘町21-3	TEL:083(248)3505 FAX:083(248)3508	44	下関公 共職業 安定所	建築関係職 種を主とする 職業能力 開発校		○	×	○	×	○
山口職業能力開発促進 センター 〔ポリテクセンター〕 山口	管理棟 S 56年 実習棟 S 56年	無	有	有	〒753-0861 山口市矢原1284-1	TEL:083(922)1948 FAX:083(932)1935	無	山口公 共職業 安定所			○	○	○	×	○

10 職業能力開発施設の配置図



地域における職業訓練の質の  
検証・改善に係る業務について

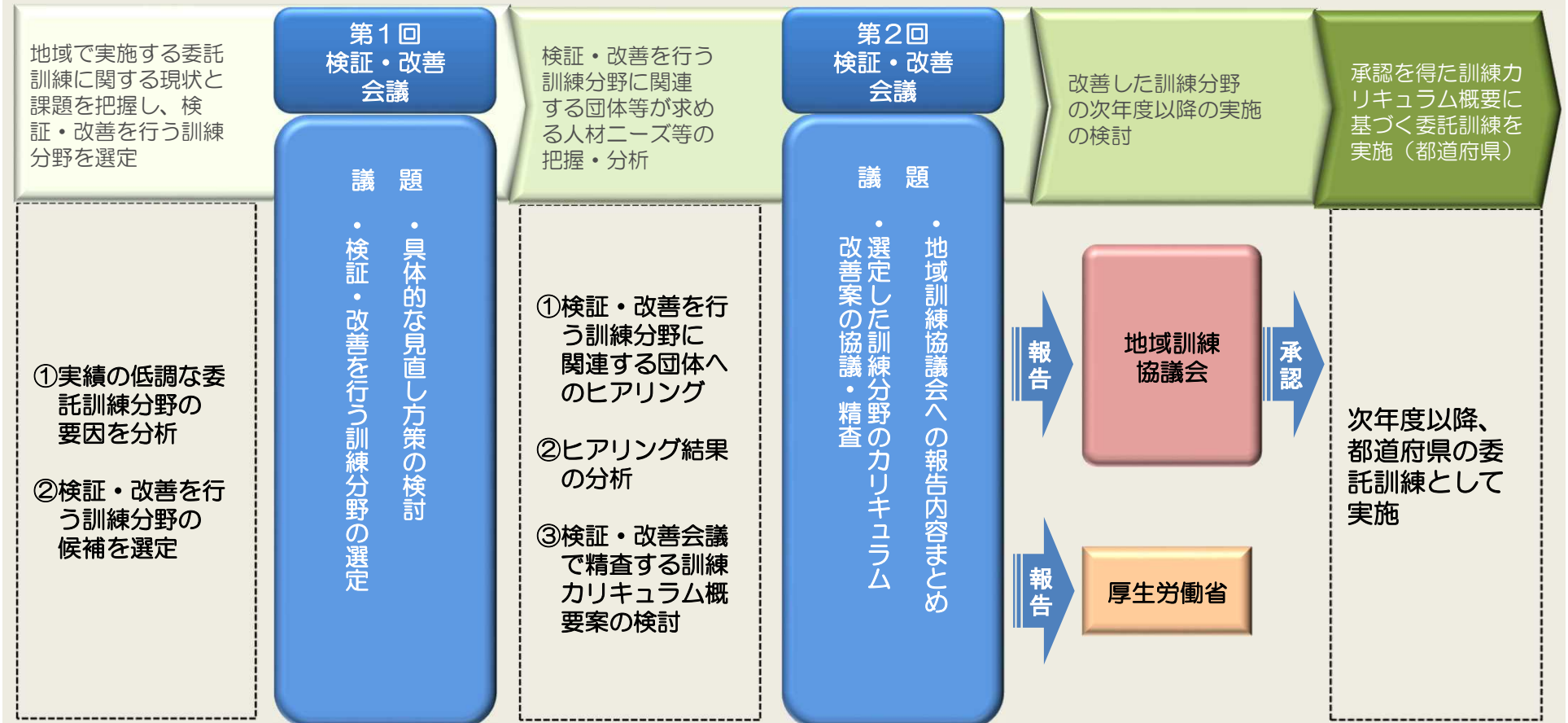


# 地域における職業訓練の質の検証・改善に係る業務について

## 取組内容

- 地域の関係機関の協働（地域レベルのコンソーシアム）による職業訓練コースの開発・検証事業当該事業で培ったノウハウや連携体制等を活用することは有効である。
- 地域訓練協議会のワーキングチームを活用し、労働局・都道府県・機構等により、地域で実施している委託訓練が効果的なものとなるよう、職業訓練の質の検証・改善を行う。（年間2コース程度）

## 事業スキーム(1年間)



# 検証・改善を行う「Web・一般事務分野」に関連する 人材ニーズ等の把握・分析について

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構  
山口支部 山口職業能力開発促進センター

# 1. 山口県が実施したWeb・一般事務分野の訓練コース

## 平成30年度

### ①コース名：Web・一般事務科（周南市）

訓練期間：平成31年1月17日～令和元年7月16日（6ヶ月）

定員：20名 受講者数：23名 修了者数：21名 就職者数：12名

※うち中退就職者1名

### ②コース名：Webクリエイター基礎科（宇部市）

訓練期間：平成30年5月23日～平成30年11月22日（6ヶ月）

定員：20名 受講者数：19名 修了者数：18名 就職者数：11名

## 令和元年度

### ①コース名：Web・一般事務科（周南市）

訓練期間：令和元年9月25日～令和2年3月24日（6ヶ月）

定員：20名 受講者数：20名 修了者数：16名 就職者数：11名

※うち中退就職者2名

### ②コース名：Webクリエイター基礎科（山口市）

訓練期間：令和2年1月9日～令和2年7月9日（6ヶ月）

定員：20名 受講者数：29名 修了者数：23名 就職者数：12名

## 令和2年度

### ①コース名：Web・一般事務科（周南市）

訓練期間：令和2年10月1日～令和3年3月31日（6ヶ月）

定員：20名 受講者数：20名 修了者数：-名 就職者数：-名

### ②コース名：Webクリエイター基礎科（周南市）

訓練期間：令和3年1月8日～令和3年7月7日（6ヶ月）

定員：20名 受講者数：-名 修了者数：-名 就職者数：-名

## 2. ハローワークによる求人・求職ニーズ調査

### 【調査の目的】

「山口労働局訓練カリキュラム等検証・改善会議」を開催し、本年度は「Web・一般事務」を見直しの対象としたところであるが、見直しを始めるにあたり、最近の求人者・求職者を把握することを目的として、ハローワークを対象にニーズ調査を行い、併せて、当該訓練分野の「文書作成、表計算実習の必要性」、「今後の方向性」の調査を実施した。

### 【調査結果の概要】

#### (1) 開発訓練分野の絞込み

ニーズ調査の結果を踏まえ、労働局、県、機構の3者で協議した結果、文書作成・表計算等の基礎知識があることを前提に、Web関係に特化したコースを開発することとした。

## 2. ハローワークによる求人・求職ニーズ調査

### (2) 求人・求職バランスシート

令和2年10月		山口労働局職業安定課		
職業分類	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	
職業計	23,668	20,220	1.17	
総合的職業	4,533	2,384	1.90	
07 開発技術者	107	53	2.02	
08 製造技術者	97	199	0.49	
09 建築・土木技術者等	868	114	7.57	
10 情報処理技術者	190	34	5.57	
11 その他技術者	150	46	3.26	
12 医師	1,372	784	1.75	
13 保健師・助産師等	479	167	2.87	
14 診療技術者	134	434	1.00	
15 その他保健医療	893	405	2.20	
16 社会福祉の専門的職業	245	240	1.02	
22 芸術	1,596	4,396	0.36	
05.06.17～21.23.24 その他の専門的職業	1,093	3,938	0.28	
C 事務的職業	1,511	2,038	0.74	
25 一般事務員	151	203	0.74	
26 会計事務員	145	203	0.72	
27 生産関連事務員	111	93	1.20	
28 外勤・販売関連事務員	5	2	2.67	
30 運輸・郵便事務	2	0	0.41	
31 事務用機器操作の職業	2,792	1,189	2.35	
D 販売の職業	1,510	869	1.70	
32 商品販売の職業	1,210	317	3.83	
33 販売類似の職業	300	552	0.54	
E サービスの職業	5,406	1,961	2.76	
35 家庭生活支援サービス	332	4	83.00	
36 介護サービスの職業	2,434	721	3.38	
37 保健医療サービスの職業	454	111	4.08	
38 生活福祉サービスの職業	450	58	7.70	
40 検査・検定の職業	934	313	2.98	
41 居住施設・ビルの管理	144	36	3.99	
42 その他のサービス	184	107	1.72	
F 保安の職業	579	149	3.89	
G 農林漁業の職業	1,689	1,339	1.26	
H 生産工程の職業	2,687	1,339	2.00	
49 生産設備（金属除く）	27	27	1.00	
50 生産設備（機械）	55	49	1.12	
51 生産設備（機械）	66	24	2.75	
52 金属材料製造・加工処理	629	181	3.48	
54 機械組立の職業	740	297	2.50	
60 機械整備・修理の職業	282	126	2.23	
61 製品検査（金属除く）	631	1	631.00	
62 製品検査（金属除く）	63	33	1.91	
63 機械検査の職業	15	12	1.25	
64 生産関連・生産類似	207	185	1.12	
I 輸送・機械運転の職業	1,624	728	2.23	
65 運転士の職業	1	1	1.00	
66 自動運転の職業	1,335	516	2.59	
67 船舶・航空機運転	278	1	278.00	
68 その他の輸送の職業	7	126	0.06	
69 定機・建設機械運転	208	84	2.46	
J 建設・採掘の職業	1,945	300	6.48	
70 建設工事の職業	245	10	24.50	
71 建設の職業	547	9	60.78	
72 電気工事の職業	309	83	3.72	
73 土木の職業	783	100	7.83	
74 採掘の職業	2	0	0.00	
K 運搬・清掃の職業	2,262	3,033	0.75	
75 運搬の職業	905	440	2.06	
76 清掃の職業	96	516	1.50	
77 包装の職業	96	29	3.31	
78 その他の運搬等の職業	603	2,049	0.29	
分類不能の職業	0	4,601	0.00	

(注) 1 常用的パートタイムを含む。  
2 平成23年度改定「厚生労働省編職業分類」に基づく区分により集計。

(資料出所：山口労働局職業安定課)

## 2. ハローワークによる求人・求職ニーズ調査

### (3) 文書作成・表計算実習の必要性について

- Web関係の訓練を希望する求職者でパソコン初心者は少ないので、基礎的なパソコン操作のカリキュラムは必要ないのでは。
- Web・クリエイター関連の求人は現時点では少ないが、新型コロナウイルス感染症防止の観点やIoTの進展などから今後求人が増えることが考えられる。現時点の事業主のニーズは、クライアントに対するプレゼンテーション力や企画力を求めることから業界経験や実務経験等の条件が設定されることが多い。
- Web系の仕事で就職する場合は、企画力の元となる色彩感覚やデジタル画像の加工力、プレゼンテーション力が必要になる。
- パソコンの基礎知識・ネット操作もできることを訓練対象者の条件として募集し、訓練内容をレベルアップする。
- Web関係の求人は少なく、就職に必要なスキルとなり得ない傾向にある。文書作成表計算を併せて学ぶことにより、事務職等への就職の幅を広げることができるため必要である。
- 文書作成・表計算実習を訓練内容に加えてしまうと、Web関係の授業時間が削られてしまう。

## 2. ハローワークによる求人・求職ニーズ調査

### (4) 今後の方向性について

- Web系求人は少ないが、求人内容から見て雇用されるには、今の訓練内容ではスキル不足と思われる。募集条件にパソコンの基礎知識・ネット操作もできる等を加え、Web関係のスキルを集中的に高める内容を付加する方向で検討する。
- Web関係のスキルを集中的に高める方向で行った方が、受講者の就職に効果的であると考える。
- Web関連の求人は企画力などの実務経験を求められ、現状の訓練内容では、訓練内容を活かせる職種への就職は難しい。企画力を高める色彩知識や画像処理実習、プレゼン実習を増やし関連求人への就職を高めるか、一般事務の訓練内容をメインとして行い、求職者の関心を集めるためにWebを組み入れ、あくまでも事務職での就職を目指す訓練として募集、コース説明をすべきと思われる。
- 新たな内容を付加することで就職の可能性を高めることは難しいことからカリキュラムは現状を維持し、コースの周知のポイントを「Web関連の業界を目指す」から、営業事務や一般事務、販売等への就職に有利という点に移し、より現実（山口県の求人動向）に即したアピールを進める方向で訓練を開講すべきと考える。

## 2. ハローワークによる求人・求職ニーズ調査

- Web関係の求人はほぼなく、フォトショップ・イラストレーターの技術を必要とする求人は多少あるものの、実務経験を求めている求人がほとんどである。Webやイラストレーター等の技術取得に特化して、求められる求人ニーズのレベルに達するよう集中させるのでも良いのではないか。
- Web関係の知識・技術の習得のためのカリキュラムを充実させる。(Webデザイナーとして仕事ができるほどの技術が身についた感じがしないとの感想があった)。
- 訓練相談において、Web関係職種で就職を考えている人は少なく、一般事務の訓練に一定のニーズがあると感じられる。
- 当該訓練のニーズは高く応募者は定員を上回る状況であるが、Web関連の求人はほとんどなく、訓練修了生は一般事務職等への就職が多い。このことから、Web関連のスキルを集中的に高めるよりも、一般事務の範囲で就職に資する簿記等を付加することが望ましいと考える。
- Web関係のみに特化した訓練にした方が良いと考える。求職者ニーズとしてWeb関係のより高度なレベルのものを受講したいのではないか。



### 3. 訓練分野の検証・改善に係る概要

#### 1. 検証・改善を行う訓練分野

Web・一般事務分野

#### 2. 検証・改善に係る考え方及び内容

令和元年度に実施したWeb・一般事務分野に係る委託訓練は、2コースで、定員充足率は、平均で100%を超えていたが、就職率については、目標とする75%を下回った。以上のことから、就職率向上の観点から訓練カリキュラムの見直しを行った。労働局、県、機構の3者の打ち合わせの中で、①文書作成・表計算実習の時間数の見直し、②就職先の職種に基づいた科目をカリキュラムに加える内容とし、就職率向上が期待できるコースとした。

## 検証・改善を行う訓練分野選定理由書

### 検証・改善を行う訓練分野

「Web・一般事務」コース

### 訓練分野選定の考え方

当該訓練分野の就職率は、過去3年間において50%～60%台で推移しており、最も高いコースでも65%と、目標とする75%を下回っている。

なお、当該訓練分野は定員充足率が高いため、就職に資する訓練内容となるよう見直しを行うことにより、多くの訓練生を就職に結びつけることができると考える。

[参考：現行の最低取得目標資格]

コンピュータサービス技能評価試験（ワープロ部門2級、表計算部門2級）＋WEBデザイナー検定、WEBクリエイター能力認定試験

### カリキュラム上の課題

例年、訓練の受託事業者が1者に固定しており、カリキュラムも類似した内容となっている。

カリキュラムの時間配分は、Web系約6割、文書作成・表計算実習約3割、就職支援約1割となっており、Web系以外の訓練が総訓練時間の4割を占めている。

見直しの1例として、Web系の内容に特化した訓練とすることが考えられるが、そのためにはWeb系の訓練時間を増やす必要がある。

また、訓練において企業の即戦力となるレベルを目指すためには、受講者が一定程度のパソコンスキルを有していることが望ましい。

なお、現行のカリキュラムでは、訓練中にパソコンの基本操作が習得できるよう、文書作成・表計算実習を行っているが、Web系の訓練時間を増やす場合は、パソコンの基本操作に要する訓練時間を減らす必要がある。

このため、受講対象者について、あらかじめ「中程度のパソコンスキルを有する者」等の条件付けを検討する必要がある。

### 求人・求職ニーズ

令和3年度の県の委託訓練計画策定等のため、公共職業安定所へWebコースの求人・求職の需要について意見照会を行ったところ、求人ニーズは「低～中程度」であり、求職ニーズは「中～高程度」という結果となり、求人ニーズと求職ニーズに乖離が見られた。

就職率改善のためには、求人・求職ニーズのミスマッチの解消を図る必要がある。

## 訓練分野の検証・改善に係る概要

### 検証・改善を行った訓練分野

「Web・一般事務」コース

### 検証・改善に係る考え方及び内容

令和元年度に実施した Web・一般事務は、2コースで、定員充足率は、100%を超えていたが、就職率については、目標とする 75%を下回っている。以上のことから、就職率向上の観点から訓練カリキュラムの見直しを行った。

労働局、県、機構の3者の打ち合わせの中で、カリキュラムの見直し後、委託訓練の知識等習得コースで活用できるように6か月の訓練期間で訓練コースの改善案を作成してほしいという要望があった。

以上を踏まえて、一昨年度までのコンソーシアム事業で機構支部が取り組んだ Web・一般事務に係る離職者向け職業訓練コースの開発・検証結果及び労働局が各ハローワークに対して実施した求人・求職ニーズ調査の結果を基に、文書作成・表計算実習の時間数を見直し、文書作成・表計算等の基礎知識があることを前提に、Web 関係により重点を置いたカリキュラムとし、就職率向上が期待できるコースとした。

## 改善後のモデルカリキュラム概要

訓練コース	Web・一般事務科	就職先の職務	Webデザイナー、Webクリエイター、グラフィックデザイナー、グラフィックオペレーター、販売職、事務職、営業職等
訓練期間	6か月		
訓練目標	① Webの知識・技術を習得し、業界で活躍できる人材の育成 ② 社会人、企業人としての物の考え方や求められる常識、マナーの習得 ③ 実践的なOA機器（ワープロソフト・表計算ソフト）の知識や操作技術の習得 <b>【取得可能な資格】</b> Webデザイナー検定 Webクリエイター能力認定試験 Word文書処理技能認定試験2級 Excel表計算処理技能試験2級		
仕上がり像	Webデザイナー、Webクリエイター、グラフィックデザイナー、グラフィックオペレーターとして実践的な知識・技能を確実に身に付け、業界で活躍できる人材を育成する。また、ビジネス系ソフトの操作技術習得カリキュラムを展開することにより、販売系・事務系・営業系など幅広い職種に対応できる人材になることを目指す。		
訓練の内容	科目名		科目の内容
	学 科	入校式、修了式等	入校式、オリエンテーション、修了式
		安全衛生（3H）	VDTとは何か、VDT作業の注意点、症状、対策
		コミュニケーション（4H）	【チームワークの重要性・自己表現力の養成】 アイスブレイキング、アサーション、意思疎通、協調性、情報共有
		ビジネスマナー（6H）	【接客マナーの理解】 基本的な挨拶用語と敬語、接客マナーにおける社会人としての心構え、ホスピタリティ、報告・連絡・相談、電話対応、来客対応
		就職実務（35H）	【就職活動の理解とキャリア形成プロセスの実践】就職活動の進め方、自己理解、仕事理解、労働市場についての情報提供、履歴書・職務経歴書等の応募書類作成指導、面接指導、面接対策、ロールプレイング、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施、就職面談
		Web基礎（10H）	Web概論、Webページ制作基礎、ホームページ作成ソフト基礎、SEO・著作権の基本、セキュリティ対策
	色彩知識（60H）	色彩についての基礎、色彩演習、パーソナルカラー、就職活動における色の好印象	
	実 技	Web制作実習（222H）	【Webソフトの基礎操作習得】 HTMLとコーディング技術、CSS、ウェブページデザイン、基本タグ、画像・テーブル・フォーム・サイトの保存、テンプレート、サイト全体のチェック、スクリプトの基礎、オリジナルホームページの企画～制作、Webデザイナー検定試験対策、Webクリエイター能力検定試験対策
		素材制作実習（181H）	【Adobe社のIllustrator/Photoshopの基本操作習得】 デジタル画像の修正、調整、加工、Illustrator/Photoshopを使ったデザインの制作、デジタルフォトタッチ、WebSITEデザインパーツロゴマーク・フライヤーの制作
		文書作成実習（75H）	【ワープロソフト（Word2016）の実務活用】 ビジネス文書作成等の技術習得、現場で役立つ実務的機能操作、Word文書処理技能認定試験対策、検定実施
		表計算実習（80H）	【表計算ソフト（Excel2016）の実務活用】 表やグラフ作成等の技術習得、現場で役立つ実務的機能操作、Excel表計算処理技能認定試験対策、検定実施
		プレゼンテーション実習（20H）	スライドの作成、レイアウト、アニメーションを活用したプレゼンテーション資料の作成、成功するプレゼンテーションの技法

## 【参考資料】

- ・ コロナ対応ステップアップ相談窓口のご案内
- ・ 認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置のご案内
- ・ 職業訓練受講給付金の特例措置について
- ・ 新たな雇用・訓練パッケージ
- ・ 介護・福祉分野訓練情報誌

# コロナ対応ステップアップ 相談窓口のご案内

ハローワーク〇〇では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職された方、離職を余儀なくされた方、シフト制で働く方で、ステップアップ（職業訓練）を希望される方の相談窓口を設置しました。

## ご相談内容の例

1 職業訓練を受けたいが、訓練期間中は収入がないが、支援制度はないのか

➡ **雇用保険制度や職業訓練受講給付金の制度についてご説明します。**

2 どのような職業訓練があるのか？その訓練に行った場合どのような仕事での就職ができるか知りたい

➡ **ご希望される職種等に応じた職業訓練を提案させていただきます。**

その他、ご不安やご希望に  
きめ細かく応じた相談対応を行います



## 問い合わせ

くわしい内容については、総合受付または

〇番窓口（コロナ対応ステップアップ相談窓口）にお問い合わせください。

# 認定職業訓練実施基本奨励金の特例措置のご案内


## 特例措置の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者に対して、介護分野等への再就職・定着を支援するため、訓練を適切に行った訓練実施機関に支給する認定職業訓練実施基本奨励金（基本奨励金）の支給金額を上乗せする特例措置を設けます。対象は、令和3年2月12日から令和4年3月31日までの間に開始した特定の訓練コースで、一定の要件を満たす場合となります。


※基本奨励金の支給申請の流れについては「認定職業訓練実施奨励金の支給申請のご案内」をご確認ください。

### 支給額の算定式

全ての支給単位期間について上乗せ金額により算出します。

はい 

支給単位期間は28日以上ですか？

いいえ 

				特例措置	通常	
基礎コース	受講者数	×	支給単位期間数	×	7万円	6万円
実践コース	受講者数	×	支給単位期間数	×	6万円	5万円
				特例措置	通常	
基礎コース	受講者数	×	訓練実施日数	×	3,500円	3,000円
実践コース	受講者数	×	訓練実施日数	×	3,000円	2,500円

※特例措置が適用される場合の上限支給額(一支給単位期間)は基礎コース7万円、実践コース6万円

## 基本奨励金上乗せの要件

### ①介護職員養成研修等を実施する訓練コース

介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、生活援助従事者研修、居宅介護職員初任者研修のいずれかを含む2か月以上の訓練コースであること。

### ②職場見学等の実施

受講者の就業先の希望（特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービス、ショートステイ、訪問介護、障害福祉施設など）に沿った2か所以上の職場見学、職場体験、企業実習のいずれかを、6時間以上実施したものであること。

### ③職場見学等実施率

以下の方法により算出した割合（職場見学等実施率）が80%以上であること。

$$\begin{array}{l}
 \text{職場見学等実施率} = \frac{\text{修了者のうち2か所以上職場見学等に出席した者} + \text{中途退校者のうち2か所以上職場見学等に出席した者}}{\text{修了者} + \text{中途退校者のうち2か所以上職場見学等に出席した者} - \text{修了者のうちやむを得ない理由（インフルエンザに感染した等）により2か所以上職場見学等に出席できなかった者}}
 \end{array}$$

## 注意

本特例措置の適用を受けるためには、要件を満たす訓練を実施するのみならず、所定の書類を定められた期日までに機構・労働局に提出する必要があります。詳しくは裏面を参照してください。

### お問合せ

#### 【特例措置全般・要件等に関すること】

山口労働局  
職業安定部 訓練室  
TEL 083-995-0387

#### 【機構支部への書類提出に関すること】

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
山口支部 求職者支援課  
TEL 083-922-2138

## (1) 職場見学等実施計画書および実施報告書の提出

### ① 職場見学等実施計画書の提出（認定申請時～訓練開始時）

- ・原則として訓練の認定申請時に、職場見学等実施計画書（様式A-51）を提出してください。
- ・認定申請時の提出が難しい場合は、訓練開始日までに提出することが認められますが、機構支部に対してあらかじめその旨を連絡してください。
- ・機構支部は、提出を受けた職場見学等実施計画書に担当者が署名した上で、写しを訓練実施機関に交付します。当該書類は労働局に対する基本奨励金支給申請時に必要となりますので、大切に保管してください。

### ② 訓練の適切な実施

- ・職場見学等の実施計画に変更が生じる場合は、変更手続を行う必要があります。機構支部に対して、変更届出書（様式A-13）に計画書その他必要書類を添付して提出してください。

### ③ 職場見学等実施報告書の提出（訓練終了時）

- ・訓練終了後2週間以内に提出する訓練終了届（様式A-29）に、職場見学等実施報告書総括表（様式A-52）と職場見学等実施報告書受入先事業所確認票（様式A-52別添）の写しを添付して提出してください。

提出

管轄  
機構支部

確認

## (2) 基本奨励金の支給申請

- ・基本奨励金については、訓練期間等によって支給申請を行うことができる回数異なります。特例措置の適用可否は訓練終了後に判定されるため、いずれの場合も訓練終了後に行う支給申請において、以下に記載する書類を提出してください。

### 提出が必要となる書類

- ① 職場見学等実施計画書(様式A-51)の写し（機構処理欄に担当者の署名、受理日等が記載されたもの）
- ② 職場見学等実施報告書総括表(様式A-52)および職場見学等実施報告書受入先事業所確認票(様式A-52別添)
- ③ 日別計画表※<sup>1</sup>

※<sup>1</sup>… 求職者支援訓練の認定申請時に機構支部に提出した日別計画表（変更が生じた場合は変更後のもの）

【通常の基本奨励金支給申請時に必要となる以下の書類についても提出が必要です】

- ・認定職業訓練実施基本奨励金(保育奨励金)支給申請書(様式A-31)
- ・求職者支援法に基づく職業訓練の認定通知書(様式A-21)※<sup>2</sup>の写し
- ・受講者出欠報告書(様式A-32)および訓練実施機関で保管している出席簿(様式A-20)の写し
- ・訓練カリキュラム(様式A-9)※<sup>3</sup>

※<sup>2</sup>… (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が発行した通知書

※<sup>3</sup>… 求職者支援訓練の認定申請時に機構支部に提出した訓練カリキュラム（変更が生じた場合は変更後のもの）

**注意**

支給申請が2回行われた場合、基本奨励金の上乗せ部分については、2回目の支給申請に対する支給決定時にまとめて支給されます。

提出

管轄  
労働局

審査、通知

▶ 各種申請書は、厚生労働省ホームページからダウンロードしてください。

([http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha\\_shien/shoureikin.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/shoureikin.html))



## オンラインによる職場見学等の実施

- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により、現地を訪問して職場見学等を実施することができない場合、オンラインによる実施も認められます。
- 具体的には、職場見学として、訓練実施施設と介護施設等を、テレビ会議システム等を用いてリアルタイムで接続し、受講者が施設職員などとやりとりを行うといった方法が考えられます。

(注) 介護施設等の様子を事前に撮影した映像を訓練実施施設内で視聴するなど、同時双方向によらない方法でのオンライン実施は認められません。

### よくあるご質問

#### Q1 職場見学等の実施先についての条件はありますか

介護保険法または障害者総合支援法に基づく施設サービス、または在宅サービスを実施している施設（事業所）を対象とします。

#### Q2 2か所以上の職場見学等の実施について、実施箇所数はどのようにカウントしますか

職場見学等の実施箇所数については、サービス単位で考えます。以下のような場合、実施箇所数が1カ所となります。なお、小規模多機能型居宅介護事業など、複数のサービスを組み合わせて構成されるものについては1つのサービスとして考えます。

- ・1つのサービスを提供する施設1カ所において職場見学を2回実施する。
- ・1つのサービスを提供する施設1カ所において職場見学と企業実習をそれぞれ実施する。

- また、以下のような場合、実施箇所数が2カ所となります。
  - ・複数のサービスを提供する施設1カ所において、それぞれのサービスについて職場見学を実施する

#### Q3 同一のサービスを提供する施設2カ所で職場見学等を実施した場合、2カ所での実施と認められますか

認められますが、訓練生の多様な就業希望に応じるため、原則として異なるサービスを提供する施設での職場見学等を実施できるよう計画してください。

#### Q4 同一敷地内で同一法人が運営する複数の施設で職場見学等を実施した場合、2カ所での実施と認められますか

認められます。

#### Q5 職場見学等実施先への移動時間を職場見学等の実施時間に含めることは可能ですか また、訓練実施施設で行う実施前のオリエンテーションや実施後の振り返りは、職場見学等の実施時間に含めることができますか

いずれも職場見学等の実施時間に含めることはできません。

#### Q6 職場見学等を2カ所以上実施することを計画したものの、受入予定先から急遽受入れを断られたことにより職場見学等を実施できなかった場合は、実施したものとみなされますか。

受入先都合による職場見学等の中止であったとしても、職場見学等を実施したものとみなされません。

## よくあるご質問

**Q7** 例えば、1日6時間の職場見学を実施した際に、途中で早退し5時限目までしか出席しなかった受講者、また、数日間にわたって行われる企業実習において期間中に1日休んだ受講者は、当該職場見学等に出席できなかったこととなりますか。

ある時限や実施日1日において欠席があったとしても、2カ所以上出席していて、出席した時間の合計が6時間以上であれば、「2カ所以上の職場見学等に出席した者」に該当します。

職場見学等実施日の時限（コマ）数の2分の1以上欠席したために当該日が欠席日となった場合でも、職場見学等に参加した時限（コマ）については、職場見学等に出席した時間として算定します。

なお、やむを得ない理由による欠席のため、上記要件を満たせなかった修了者については、「やむを得ない理由により2カ所以上職場見学等に出席できなかった者」として、職場見学等実施率の算定対象から除かれます。

**Q8** 職場見学等を2カ所以上実施した受講者についてのみ、基本奨励金が上乗せされるのですか。

職場見学等実施率が80%を上回った場合は全ての受講者が上乗せ対象となり、80%を下回った場合は全ての受講者が上乗せ対象外となります。

**Q9** 支給対象期間の出席率が80%を下回った受講者や中途退校者についても、基本奨励金が上乗せされますか。

支給対象期間の出席率が80%を下回った場合であっても、支給単位期間ごとにみて出席率80%以上となっている支給単位期間がある者については、その支給単位期間については基本奨励金の支給対象となり上乗せ分も支給されます。

中途退校者については、訓練の受講を取りやめた日までの期間に基づき支給額が算定されます。詳しい算定方法は「認定職業訓練実施奨励金の支給申請のご案内」を確認してください。

**Q10** 職場見学等実施率の算定対象から除かれる「職場見学等のやむを得ない欠席理由」にはどのような理由が該当しますか。

以下の理由がやむを得ない理由に該当します。

- ① インフルエンザ等に感染した場合等
- ② 大規模な災害が起こった場合等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合
- ③ 裁判員等に選任された場合等
- ④ 安定所に指示された求職活動を行う場合

ただし、欠席理由に応じて、以下に記載する証明書類を、基本奨励金支給申請時に提出する必要があります。ご不明な点については、基本奨励金の支給申請を行う労働局に、事前にご確認ください。

- イ 上記①のうち、受講者本人または親族、受講者の同居人が学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に感染した場合及び親族又は同居人が当該感染症に感染し、医師等が受講者本人を含む親族または同居人の自宅待機が必要と判断した場合に係る欠席の場合の添付書類は、以下のいずれか1つ以上および欠席した受講者本人の書面による申告書（様式A-39）
  - a 医療機関または調剤薬局の領収証
  - b 処方箋袋（薬袋）
  - c 薬剤情報提供書（医療機関または調剤薬局から処方箋袋（薬袋）と共に渡される調剤日、薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、相互作用に関する主な情報が記載された用紙）
  - d 診療明細書
- ロ 上記①のうち、企業実習先において、受講者本人以外の者が学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に感染したことにより、受講者本人が訓練を受講できなかった場合に係る欠席の場合は、感染症の発生により企業実習が実施されなかったことの経緯書（様式B-19）
- ハ 上記②から④の場合は、官公署例えば市町村長、鉄道の駅長、面接事業主等、その他安定所が適当と認める者の証明書、被災証明書、罹災証明書、呼出状、案内状等

## 職業訓練受講給付金の特例措置について

新型コロナウイルスの影響を受けて休業を余儀なくされている方や、シフトが減少した方などが、働きながら訓練を受講しやすくするため、令和3年9月30日までの時限措置として、職業訓練受講給付金の収入要件と出席要件に特例措置を設けました。

### 収入要件の特例措置

- シフト制で働く方、自営業、フリーランス、副業・兼業を行う方などで、固定収入(※)が8万円以下の方について、収入要件が月12万円以下となります。

※ 固定収入は1か月の固定的な収入です。

労働者の方	1か月の定額の給与（基本給、固定残業代など） <ul style="list-style-type: none"><li>・ シフト制などで定額の給与がない方は、固定収入がないものとみなします。</li><li>・ 毎月変動する給与（勤務時間に応じて支払われる残業代など）や実費弁償的な給与（通勤手当など）は固定収入ではありません。</li><li>・ 雇用契約期間が1か月未満の方は、固定収入がないものとみなします。</li></ul>
自営業、フリーランス、副業・兼業を行う方	1か月以上の契約に基づく収入（業務委託契約、不動産賃貸契約など）から1か月の経費を差し引いた額 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 1か月以上の契約に基づく収入がない方は、固定収入がないものとみなします。</li><li>・ 複数月にわたる契約に基づく収入の場合は、収入額を契約期間で除して1月あたりの収入を算出してください。</li></ul> <p>[例] 1年間で60万円の業務委託契約の場合 年間収入60万円÷1年（12月）＝1月あたり収入5万円</p>

- 新型コロナウイルス感染症対策などの業務で地方公共団体などで臨時的に雇用されている方(※)について、収入要件が月12万円以下となります。

※ 地方公共団体などと期間の定めのある労働契約を締結している方です。

- ・ 都道府県、市町村に雇用されている方
  - ・ 都道府県、市町村から事業を委託されている事業主に雇用されている方
- \* 従事する仕事の内容は限りません。新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する方だけでなく、臨時的に地方公共団体などで従事する全ての方が対象になります。

## 出席要件の特例措置

- 仕事で訓練を欠席せざるを得ない日が、やむを得ない欠席となります。

※ 仕事で訓練を欠席する日については、事業主による勤務日の証明書などを提出していただきます。

## 特例措置の適用

- 収入要件の特例措置は、令和3年2月25日から令和3年9月30日までの間に支給単位期間の初日がある場合に、当該支給単位期間以降の支給単位期間について適用し、令和3年9月30日までに訓練を開始した方の訓練終了日がある支給単位期間まで適用となります。
- 出席要件の特例措置は、令和3年2月25日の訓練の出席から適用となります。また、令和3年9月30日まで訓練を開始した方に適用し、その方の訓練終了日まで適用となります。



※ ご不明な点はハローワークにお問い合わせください。

# 新たな雇用・訓練パッケージ①（雇用の下支え・創出）

令和3年1月28日に成立した令和2年度第3次補正予算を活用し、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）を迅速かつ適切に執行し、雇用の下支え・雇用創出効果を円滑に発現していくとともに、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響が長期化していること等を踏まえ、以下のとおり取り組む

## 雇用調整助成金の特例措置による雇用維持

現行の緊急事態宣言を前提

### ● 現行の特例措置の取扱い

- 4月末まで現行の特例措置を継続（緊急事態宣言が2月中に全国で解除された場合も4月末まで継続）  
日額上限：（1日1人あたり）15,000円 助成率：（中小企業）最大10/10、（大企業）最大3/4

### ● 5月～6月の特例措置

- 原則的な措置を段階的に縮減  
日額上限：（1日1人あたり）13,500円 助成率：最大9/10（中小企業）
- 感染拡大地域特例（※）・業況特例（全国・特に厳しい企業）  
日額上限：（1日1人あたり）15,000円 助成率：最大10/10（中小企業・大企業）

（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば、営業時間の短縮等に協力する飲食店等を対象  
→ 7月以降は、雇用情勢が大きく悪化しない限り、原則的な措置、特例措置を更に縮減

最大10/10助成  
【全国】特に業況が厳しい企業→4月末まで  
【緊急事態宣言地域（※）】営業時間の短縮等に協力する飲食店等  
→ 解除月の翌月末まで  
（※）まん延防止等重点措置対象地域に指定された地域があれば同様

### ● 雇用維持要件の緩和

一定の大企業・中小企業の全てについて、令和3年1月8日以降、4月末までの休業等については、雇用維持要件を緩和し、令和3年1月8日以降の解雇の有無により、適用する助成率（最大10/10）を判断

## 大企業のシフト制労働者等への対応

### ● 大企業のシフト制労働者等への休業支援金・給付金の適用

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、大企業への雇用維持支援策の強化の一環として、大企業で働くシフト制等の勤務形態で働く労働者（※）が休業手当を受け取れない場合に、休業支援金・給付金の対象とする

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

- ① 原則本年1/8以降（例外的に都道府県ごとに時短要請（昨年11/7以降）が発令された時以降）の休業：休業前賃金の8割
- ② 昨年4月から6月末（緊急事態宣言解除月の翌月）までの休業：休業前賃金の6割

## 感染症対策業務等による雇用創出への支援

### ● 感染症対策業務等による雇用創出とハローワークにおける専門窓口の設置等

ワクチン接種体制の確保、地方創生臨時交付金活用事業、水際対策等により、計10万人規模の雇用創出効果が見込まれる。ハローワークに専門窓口を設置し、地方自治体等の迅速な人材確保のため、求職者への情報提供・職業紹介を積極的に行う支援や、地方自治体の住居・生活支援施策の窓口との連携等を実施する

# 新たな雇用・訓練パッケージ②（仕事と訓練受講の両立）

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる方や、シフトが減少したシフト制で働く方が、仕事と訓練受講を両立しやすい環境整備を図り、自らの職業能力を向上させ、今後のステップアップに結び付けられるよう支援

## 求職者支援制度への特例措置の導入（9月末までの時限措置）

### ● 職業訓練受講給付金の収入要件の特例措置

月收入8万円以下 → シフト制で働く方等は月收入12万円以下に引き上げ

- \*1 シフト労働賃金、兼業・副業収入、感染症対策等業務に係る地方自治体等による臨時的雇用収入、変動的な自営業収入等と固定収入（8万円以下である場合に限る）の合計が12万円以下である場合に支給
- \*2 収入には、特定の用途・目的のために支給される手当・給付（児童扶養手当、児童手当、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等）は含まれないこととされている

### ● 職業訓練受講給付金の出席要件の緩和

働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする

- ※ 「やむを得ない欠席」とは、病気、子供の看護等による欠席（訓練実施日の2割まで認められる）

## 職業訓練の強化

### ● 就職に役立つ求職者支援訓練・公共職業訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化

	求職者支援訓練	公共職業訓練
訓練期間	2月から6月 ⇒ 2週間から6月に緩和	標準3月 ⇒ 1月から2月のコースを創設
訓練時間	原則100時間以上 ⇒ 月60時間以上に緩和	標準月100時間 ⇒ 月60時間以上に緩和
オンライン訓練	オンライン訓練の設定を促進する	

## ハローワークでの積極的な職業訓練の周知・受講斡旋・就職支援

### ● コロナ対応ステップアップ相談窓口（仮称）の設置

ハローワークに『コロナ対応ステップアップ相談窓口』（仮称）を設置し、新型コロナウイルスの影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働く方など、働きながらスキルアップしたい方に、職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などをワンストップかつ個別・伴走型で提供する

### ● 訓練を必要とされる方に対する積極的な受講斡旋

受講者数について、求職者支援訓練は倍増（約5万人）、公共職業訓練は50%増（約15万人）を目指す

累次の雇用支援策について効果的手法を用いて周知・広報を徹底



# 受講生募集!



ハロートレーニング  
— 急がば学べ —

## 介護福祉

### 分野訓練

4月～6月 開講コース 

#### 公共職業訓練

コース名	実施場所	実施期間	募集期間	選考日	内容／取得資格
介護福祉士養成科	●●福祉専門学校	R3.4.7～R5.3	R3.1.18～R3.3.19	R3.3.24	介護福祉士として必要な知識・技術を身につける 介護福祉士

#### 求職者支援訓練

コース名	実施場所	実施期間	募集期間	選考日	内容／取得資格
介護職員初任者養成科	(株) ●●●●	R3.4.7～R5.3	R3.1.18～R3.3.19	R3.3.24	介護福祉士として必要な知識・技術を身につける 介護福祉士



訓練受講の申し込み、ご相談はお気軽に  
最寄りのハローワークへ!



山口労働局 / ハローワーク(公共職業安定所)/山口県/独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口支部

# 問い合わせ先

## 公共職業安定所（ハローワーク）

ハローワーク名	所在地	電話番号
ハローワーク山口 (山口公共職業安定所)	〒753-0064 山口市神田町1番75号	083-922-0043
ハローワーク下関 (下関公共職業安定所)	〒751-0823 下関市貴船町3丁目4番1号	083-222-4031
ハローワーク宇部 (宇部公共職業安定所)	〒755-8609 宇部市北琴芝2丁目4番30号	0836-31-0164
ハローワーク防府 (防府公共職業安定所)	〒747-0801 防府市駅南町9番33号	0835-22-3855
ハローワーク萩 (萩公共職業安定所)	〒758-00074 萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎	0838-22-0714
ハローワーク萩 (萩公共職業安定所) 長門分室	〒759-4101 長門市東深川1324-1	0837-22-8609
ハローワーク徳山 (徳山公共職業安定所)	〒745-0866 周南市大字徳山7510-8	0834-31-1950
ハローワーク下松 (下松公共職業安定所)	〒744-0017 下松市東柳1丁目6番1号	0833-41-0870
ハローワーク岩国 (岩国公共職業安定所)	〒740-0022 岩国市山手町1丁目1番21号	0827-21-3281
ハローワーク柳井 (柳井公共職業安定所)	〒742-0031 柳井市南町2丁目7番22号	0820-22-2661